

たて花

——連歌会・七夕花合・立阿弥の「花」をめぐって

小林 善帆

はじめに

野に咲く花あるいは庭先で摘んだ花、そのどちらでもよいが、その花を瓶もしくはこれに類する容器に入れて、形を整えるような行為の全てを「花」と呼ぶとすれば、その最初の様式を備えたものは、「しん（心・真）」「下草」から構成される「たて花」とよばれる「花」である。しかし今日、「たて花」という様式は存在しない。それは一つには、十七世紀初期に成立した「真、副、副請、正真、見越、流枝、前置」という七つの要素（道具）から構成される「立花（りっか）⁽²⁾」という様式に、取り込まれて消滅したためと考えられる。「たて花」様式は十五世紀後期に成立した。この時期の史料に「立花」と記されることもあるが、『山科家礼記』⁽³⁾ 文明十二年（一四八〇）三月九日条には「たてはな」と、仮名で記されている。「立花

（りっか）」様式と区別する意味もあり、「たて花」と記して「たてはな」と読むことにしたい。すでにこの区分は、山根有三によつてもなされている。⁽⁴⁾

「たて花」の成立に関する先行研究の代表的なものとして、大井ミノブ、山根有三、村井康彦らの論考がある。

大井ミノブは、特に「花」の史料の博搜という点では類するものを見ない。また「花」の研究の先駆者のひとりとして位置づけられる。

「たて花」の成立に関しては、特に七夕花合の存在に着目するとともに、後土御門天皇期における山科言国、大沢久守、立阿弥、葉阿弥、文阿弥、池坊などの存在をはじめ、「花」の伝書を含む当時の記録類から多くの「花」に関する記事を見出し、中世において、「花」が仏教的行事からはなれて「装飾的發展」をとげたとした。

しかし、「花」の発展と連歌との有機的な関係を指摘しながらも、

「花」の発展に及ぼした連歌会の影響を、具体的に検討することはなかった。

山根有三⁽⁸⁾は、「たて花」の確立と展開を古記録、伝書、はなの図の三種に大別して考察した⁽⁹⁾。とくに美術史学者・華道真生流家元という経歴からの伝書、はなの図の検討は、類するものを見ない。そして山根氏もまた「花」の研究の先駆者のひとりとして位置づけられる。

さらに筆者は山根氏が、立阿弥と「花」との関係において、特に『長祿二年以来申次記』⁽¹⁰⁾に見出される立阿弥の禁裏七夕花合の「花」を、「これは座敷飾りとしての「たて花」ではない」とする一方で、花の名手として『蔭涼軒日録』⁽¹¹⁾ 文明十八年（一四八六）二月十日条に見いだせる立阿弥の「花」を、「座敷飾りの経験を活用したものであるのは確かだろう」とも述べていることに同感する⁽¹²⁾。將軍家の禁裏七夕花合のための「花」は、盆に据えられ、禁裏へ七夕の日に届けられ、各所から届けられた同様の多数の「花」とともに並べられた。それはいわば「花」そのものに視点が集められ、献上することに意味があるものである。座敷飾りの一部として、座敷飾り空間のなかで生かされるために形作られた「花」とは異なる、と筆者は考える。

村井康彦⁽¹⁴⁾は、大井ミノブと同様に歴史学の立場から、当時の記録類を検討することにより「花」の存在を考察した。しかし村井氏が作り上げた当該期の「花」即ち座敷飾り、即ち立阿弥の「花」とい

うイメージには、問題も多いと考える。

それはたとえば山根氏が立阿弥の「花」を、禁裏七夕花合の「花」と座敷飾りの「花」という二つの型で捉えたことに対し、村井氏は、立阿弥即ち座敷飾りの「花」と捉えたという違いでもある。しかし両者の立阿弥の「花」の異なる捉え方は、どちらが先に述べたものであるかはつきりせず、互いの批判として言われたものでもない。ただそれぞれの見解を述べているに過ぎない。

また、応仁の乱以後、將軍家における連歌会の「花」は、

一 御連歌の御会などの時、御座敷に花など立てられ候事、前々の御会には見申候はず候。然るに二月二十五日細川右京大夫宅においての御会の事、御所をうつさるゝ御会にて候に、亦々花をいかにもかうさうに立なし候間、御前にても勿論の御事候、然は葉阿に立させられ候べき御事候。代々役々と存候。

（句読点・傍線は筆者の加筆）

というように、代々専ら「葉阿」の役割であると『殿中規式』⁽¹⁵⁾には明記されている。しかしそれにもかかわらず、將軍家の「花」は、その全てを立阿弥がになっていたかのように理解されているのが現状である。理解がここで止まっているのは、次に見るように、村井

氏の『殿中規式』の引用とその解釈による影響が大きい。たとえば同氏は『図説いけばな大系』第三巻に次のように述べている。⁽¹⁶⁾

(前略)さらに武家伝奏の手をへて禁裏にも贈られるというのが年中恒例の行事であり、それらの草花を花瓶に立てたのが立阿弥であった。また『応仁以来殿中規式』には、「御連歌の会などの時、花など立てられ候事、前々の御会には見申さず候。

然るに二月二十五日於細川右京大夫宅之御会の事、御所をうつさるる御会にて候に、花をいかにもかうさうに立てられ候間、御前にては勿論の御事候」とある。応仁の乱以前でも「花たての連歌」というように、連歌会に立花を用いなかったわけではないが、乱前後から会所における立花の比重が大きくなった傾向をいうものであろう。(後略)

この記述を読むと、立阿弥が連歌会の時にも「花」を立てていたように思えてしまう。この村井氏の『応仁以来殿中規式』の引用は、『京都の歴史』第三巻⁽¹⁷⁾においても同様である。しかし『殿中規式』は、先に見たとおり村井氏の引用の直後に引き続いて、「然は葉阿に立させられ候べき御事候。代々役々と存候」と、連歌会の「花」を代々葉阿弥⁽¹⁸⁾が立てたことを記してこの一条が終わっている。また「花たての連歌」という言葉については、初出は、『お湯殿の上の日

記』⁽¹⁹⁾明応九年(一五〇〇)二月三日条であり、応仁の乱以前にこの言葉が使われた事実は確認されていない。

村井氏の「花」に関する著述は、詳細な史料把握に基づいていることは感じられる。それにもかかわらず、「花」の捉え方がいかにもあいまいであるということも否定できない。文章化するとき、恣意的な方向付けが働いていることが思われる。

一方、『応仁以来殿中規式』について大井氏は、「葉阿」の部分も引用し、「葉阿」の存在を明らかにしている。⁽²⁰⁾『殿中規式』を『応仁以来殿中規式』と引用しているのは、村井氏の引用に準じたものと思われる。しかし「葉阿」に関する村井氏への批判ではない。両氏においても、やはりただそれぞれの見解を述べているにすぎない。以上、三氏の研究は「たて花」の歴史に光をあててくれたものとして心ひかれる。しかし誰もこれらの研究について、その事実をおとづけようともしていないし、「花」の発展をそれ以後に追った者もない。このため、右の研究で十分と言い切るにはためらいがある。

改めて確認しておきたいことなのだが、古記録の記述に従う限り、おおよそ連歌会の「花」は「たて花」であるといえるが、立阿弥の「花」の実態については、これを示唆する記述は不明なのである。少なくとも百年以上にわたって、立阿弥を名乗った人物が存在し、将軍家から禁裏へ献上する七夕の「花」を代々になったというが、

それが「たて花」であったのかには判断できない。

当時盛んであった連歌会には連歌会の「花」、七夕花合には七夕花合の「花」、足利義政に愛された立阿弥の「花」、このように様々な「花」がすでに様式を確立しようとしていたことが推測される。しかし連歌会の「花」、七夕花合の「花」、立阿弥の「花」、さらにその相関関係について、これを詳細に考えている論文は存在しないのが現状である。

言うなれば、「たて花」の存在を、整合性という視点から概括的に捉えてみる作業が必要なのである。

また筆者はかつて、「花」からみた室町期の社会というものを考えた⁽²¹⁾。しかしここに述べてきたように、現在考えられている「たて花」に対し、疑問点も多いことに気付いた。室町期の社会構造を踏まえながらも、「たて花」のありようについても一度、どこまでが推論であり、どこまでが史料から言えることであるのかを確認し、検討することの必要を感じた。そして主に池坊については、前稿二篇⁽²²⁾において考察した。

以上のことを踏まえ本稿は、第一に主に禁裏・伏見宮家・門跡における連歌会、七夕会の「花」を検討する。第二に將軍家・武家の連歌会と「花」、特に立阿弥の「花」を検討する。その上でこれらの「花」の相関関係を明らかにし、「たて花」の存在を考えたい。

また歴史学の観点に立つものではあるが、連歌・連歌会のありよう

については国文学、建築史ほか関係諸分野の研究を随時取り入れ、論を成すものとする。

史料引用については原文を「注」に記し、本文中においては書き下し文として、濁点・句読点を付し、原則として新字体を用いた。また説明の為、適宜、傍線・枠を施した。

1 禁裏・宮家・門跡

① 伏見宮家の連歌会と「花」

「たて花」の成立に関して、まとまった記述が見いだせる古記録を古いものから年代順にあげると、最初に、応永二十三年（一四一六）から文安五年（一四四八）に至る、伏見宮貞成親王が記した『看聞日記』⁽²³⁾があげられる。

同日記の「花」に関しては、大井ミノブの論考⁽²⁴⁾がある。大井氏は、伏見宮貞成の催す伏見宮家七夕法楽花合のために、多数の「花」が近臣、親族、伏見に住む僧侶、土倉などから届けられたこと、記事は花材については記さず、「茶坑」「胡銅」というように花瓶のみ記していることから、関心は専ら花瓶に向かっていたと考えられるもの、「花」を立てることへの関心も芽生えていたこと、花材の種類について記録しないのは、七夕の「花」は仙翁花⁽²⁵⁾に決まっていたために、あえて記録しなかったことなどを明らかにした。しかし連歌会に「花」が置かれたことや、「花座敷」で連歌や酒宴が行われ

たことまでは指摘しているが、連歌会ならびに連歌会と「花」との関連を検討することはなかった。その後、横井清は『看聞日記』から、伏見宮貞成の七夕法楽花合だけでなく、連歌会についても考察した。しかしやはり連歌会と「花」との関連を考えることはなかった。⁽²⁶⁾

このことから筆者は、前稿「生成期における「たて花」——十五世紀中期の「花」と連歌の「様相」⁽²⁷⁾において、『看聞日記』に見られる連歌会と「花」について、要約すれば以下のように考察した。

連歌会はこれを二大別すれば、月次連歌会と臨時(俄)連歌会に分かれる。伏見宮家月次連歌会の設えは、同日記応永二十年(一四一九)六月十五日条に、

⁽²⁹⁾十五日。(中略)月次連歌あり。頭人は隆富なり、会席聊かこれを刷ふ。西面四間と常御所、相合せ障子はこれを撤して八間と為す。屏風二双を立て廻し、妙法院御筆の天神名号を西面に懸け奉り、梅の脇絵二幅、これを懸く。その前に机一脚を立て、花瓶香炉等これを置く。左脇である南に、寒山拾得の絵二幅、これを懸く。その前に卓を立て花瓶を置く。会衆は西面に候ふ。(後略)

と見られるように、「天神名号」の軸を掛け、軸の前に供花

としての「花」、「香炉」などを置くものであった。臨時連歌会の場合、右の記事のような設えは通常施されなかったであろう。花見・月見などを兼ねて室外で催されたり、庚申待、余興や余暇の充足として、特に取り決めなしに連歌を詠むものであったためである。

一方、伏見宮家は七夕法楽行事の一つとして、座敷を設え、花瓶を多数ならべ置き飾った。それは七夕花合とも呼ばれるが、特に伏見宮家ではこの座敷を「花座敷」とよんだ。応永二十六年(一四一九)七夕の翌日七月八日には、「花座敷」を使用して「花賞翫のため」の臨時連歌会が行われている。「花」に、二星のための供花的要素のほか、観賞という目的が加わったといえる。

さらに応永三十年(一四二三)以降になると、七夕「花座敷」において七月月次連歌会が行われるようになる。「天神名号」は翌応永三十一年から掛けられたようである。本来は「天神名号」の供花としてあった月次連歌会の「花」に、「花座敷」すなわち観賞という目的が加わったのである。「花」を立てた僧侶の名前も記されるようになることから、「花」を立てることへの関心の芽生えが見いだせる。

当該期の「花」にどのような花(植物)が立てられていたかは記されていない。しかし伏見宮貞成邸には木々が植えられ、

草花が栽培されていたように、花（植物）への関心も見受けられる。唐物賞翫として花瓶を飾ることから、花（植物）を立てること自体に視点が移り、「たて花」として形が整えられ始めたと考えられる。

後花園天皇の実父である伏見宮貞成の催す月次連歌会の「花」の主目的が供花から観賞へと変化したことは、禁裏をはじめ他所で行われる連歌会のありように影響を与えたと思われる。

以下、本稿においてさらに連歌会と「花」について検討を加えていきたい。

最初に、伏見宮家月次連歌会の座敷飾りについて考えていくと、先に記した応永二十六年（一四一九）六月十五日条の月次連歌会の記事には、「天神名号」⁽³⁰⁾の軸（以下、「天神名号」と記す）、梅の脇絵二幅が掛けられた前の卓に、「花瓶香炉等」を置いたとある。

これに近い光景は、観応二年（一三五二）成立の『慕帰絵詞』⁽³¹⁾巻第五・第三段の歌会の場面から見出せる。床正面に歌仙画、両脇に竹と梅という三幅を掛け、その前中央に香炉、その両脇に「花」が置かれているというものである。

この場合は歌会の場面であるが、このころの連歌をする者は歌人を兼ねていたか、歌人に師事していた者が多く、歌仙画を天神画も

しくは「天神名号」にかえて、連歌会も同様の設えで行われたと考えられる。また「天神名号」を掛け、その前に花瓶や香炉を置くことは、二条良基以降、連歌会でおこなわれていたと思われる⁽³²⁾。

伏見宮家月次連歌会に使用された「天神名号」は、同家で月次連歌会が始められた年である応永二十五年（一四一八）九月二日、貞成が妙法院宮に所望し、翌三日に賜ったものである。また、貞成は近臣たちの所望により「天神名号」を書き遣わしている⁽³⁴⁾。さらに応永三十一年（一四二四）正月二十五日、青蓮院門跡正月連歌会においては、故足利義満の筆になる「天神名号」が掛けられている⁽³⁵⁾。一方、伏見宮家月次連歌会連衆で、院庁庁官^(いんちようちやうかん)（後に主典代^(しゅてんたひ)）であった定直が所持し、伏見宮家七月月次連歌会で掛けたものは、仙洞筆によるものであった⁽³⁶⁾。

この場合の「天神名号」は院、宮家、將軍家という出自の人々の筆からなっていることが窺える⁽³⁷⁾。近臣たちの所望からは、諸所で掛けられ、連歌会が行なわれたことが思われる。そこには供花として「花」も置かれたであろう。

次に、伏見宮家・仙洞の七夕花合の様子を窺うことができる、同日記永享四年（一四三二）の七夕の記事をみておきたい。

永享四年（一四三二）七月七日期

七日。晴。晚より雨降る。この間炎早の処珍重。早朝人々花

これを進み、会所これを飾る。屏風二双を立て廻し、絵七幅これを懸く。棚一脚、置物、種種置く。卓、香盤等花五十瓶立て並ぶ。

自分三瓶絵二幅花鳥。茶坑二瓶。染付瓶子。胡銅瓢單。 若宮胡銅一瓶 南御

方二瓶胡銅水瓶。同台。 前源宰相二瓶胡銅卓一。香台一。 庭田宰相一

瓶胡銅。同台。 長資朝臣二瓶胡銅。金香炉一。 隆富朝臣二瓶金銅。

重賢二瓶胡銅香盤二。香台二。 經秀一瓶胡銅。 行資一瓶胡銅大。 承泉

一瓶胡銅。 大光明寺二瓶茶坑大香炉胡銅茶袋小鉢一。 行光菴絵一幅 八

瓶胡銅七。 茶坑一。香台四。 退蔵菴一瓶金銅茶坑台。 法安寺一瓶金銅。

即成院三瓶胡銅一。茶坑二。香台盆。 光台寺一瓶金銅。 松林菴一瓶

金銅。絵一幅尺廻。 永松菴一瓶胡銅。 玉泉寺一瓶胡銅堆紅小盆一。 梅

林菴一瓶胡銅。 宝殿院一瓶茶坑。 良賢一瓶胡銅珪璋盆一。 定直一

瓶胡銅珪璋盆一。天神名号一幅。仙洞宸筆。 禅啓一瓶胡銅。 良林一瓶胡銅

小香台。 浄喜一瓶金銅。 性栄二瓶胡銅。 義祐一瓶茶坑同鉢。 重氏

二瓶胡銅。 宝泉一瓶胡銅堆紅小盆一。香宮一。堆紅。絵一幅。響音。

早且まず梶葉法楽、その後大光明寺に参る。光殿院御忌焼香例のごとし。両宰相、長資、隆富等朝臣以下参る。次に風呂に入る。留守の間人々僧達群参、花座敷拝見云々。晩頭御節供祝着、女中侍臣祇候す。

次に和歌を披講す。前宰相、庭田宰相、長資朝臣、隆富朝臣、重賢、經秀、行資等これを講ず。歌詠人数予、宰相以下例の

ごとし。正永詠進、その後連歌一折、殊更に法楽。長資、隆富等朝臣以下候ふ。明日の連歌定直沙汰を申す、すなはち一折これを閑しをはんぬ。夜音楽、一身に法楽、盤涉調楽七、朗詠一首。終日の儀窮屈休息す。聞く、仙洞御楽雨により延引、御花合例の如し。

永享四年（一四三二）七月八日条

八日。雨気未だ晴ず。夜に至り甚だ雨降る。月次連歌の頭定直沙汰を申す。七夕法楽相勤む。昨日定直仙洞祇候の間今日参る。慶寿参る。会衆例のごとし。一献別て沙汰申し神妙なり。夜に入りて百韻をはんぬ。聞く、仙洞乞巧奠雨の儀により中門下にて行はるる。御連歌御沙汰なし。只大いに飲むのみ云々。

前稿要約に述べたように、応永三十年以降、七月月次連歌会は七月七日に行われるようになった。しかし翌日行われることもあった。たとえば右の記事のように、頭人が連衆であると共に院庁の職員である定直の場合、七月七日は定直が仙洞に参上するため、翌八日に催されている。定直は自ら所持していた仙洞宸筆による「天神名号」を、「花」とともに七日に伏見宮家七夕法楽花合に届けている。仙洞でも七月七日に花合が行われたことは、すでに大井氏によつ

て明らかにされている。右の七日の記事には連歌について記されていないものの、同日記応永二十七年仙洞七夕花合において、連歌が巻かれたことは記されている。⁽³⁹⁾ 右の翌八日の記事も、「御連歌御沙汰なし」と、連歌が行われなかったとわざわざ記されていることから、仙洞七夕花合の場において、月次かどうかは別にして、連歌が巻かれる場合があったことが考えられる。

さらに「仙洞御楽雨により延引。御花合例の如し」とあることから、少なくとも花合は室内で、御楽は室外で行われていた。一方、「仙洞乞巧奠」の催しと七夕花合は同じ場所では行われていない。両者は必ずしも一連のものではなかったこともわかる。

次に、臨時連歌会の場合をみていきたい。
『康富記』⁽⁴⁰⁾ 文安元年（一四四四）八月十四日条は、伏見宮家で行われた庚申連歌の座敷の様子を記している。『康富記』（以下、同記と記す）は、応永二十四年（一四一七）から康正元年（一四五五）に至る、太政官の一下級官人中原康富の日記である。⁽⁴¹⁾

⁽⁴²⁾ 十四日庚申 晴、夜に入り月明々、伏見殿に参る、（中略）今夜は庚申なり、御連歌遊ばさるべく、暫く祇候すべきの由仰さるるの間、これ待申す処、晚御会を始められ、予執筆を勤仕すべきの由仰せ下さる、御座席内において畳を撤し、円座を敷かるる、その上参著せしめをはんぬ。御文台御硯、常の御

会に用らるる御物なり、（以下省略）

庚申の夜に、他用（大経を読み申し上げるため）で伏見宮家を訪れた中原康富（以下、康富と記す）は、用を済ませた後、今夜は庚申でもあり連歌をするので待つようにと仰せつかった。晩に連歌会が始められ、康富は「執筆」^(しゅび)を勤めるよう仰せつかる。御座席の畳を取り払い、円座を敷き、着席した。御文台と御硯は、月次の正式の御会で使用されるものであった。

⁽⁴³⁾ 文台や硯を、「御文台御硯、常の御会に用らるる御物」とわざわざ記していることから、伏見宮家の月次連歌会で使用しているものが使われたと思われる。連歌会の格式の高さが感じられ、「天神名号」が掛けられた可能性も高いと思われる。また、月次連歌会では臨時の連歌会とは異なる文台や硯を使っていたのではないだろうか。この記事からは、庚申の連歌においても、月次連歌会と同様の設えがなされる場合があったことを思わせる。

しかしこの記事は康富が、偶然にも伏見宮家の庚申連歌に参加することができ、さらに「執筆」を仰せつかったことで、喜びひとしおのため日記に記したと思われる。同記の連歌会に関する記事内容としては稀なものである。

同記は当時の連歌熱の高まりを反映してか、連歌の記事が多い。内容の傾向として発句・脇句などの連歌作品を記することが主である。

そのほか頭役、執筆を受け持ったものの名が記されるというように、いわば連歌を巻くことに視点が注がれている。

また、その多くが月次連歌会に関するものである。月次連歌会であれば、座敷飾りの設えが施されていたことが考えられる。しかし同記には「天神名号」「花」「香炉」など座敷飾りの設えについては何も記されていない。設えが施されていたと考えられる伏見宮家や、伏見宮貞成の妻の実家である庭田家（この妻は後花園天皇の母）の月次連歌会に参加した折の記事においても、設えに関しては記されていない。

一方、同記文安元年（一四四四）五月二日条は、康富が花山院殿から連歌会のために文台を借用し、さらにその文台を賜ったことが記されている。しかしこの文台の記事のみでは、あれこれ想像を膨らますことはできても、座敷飾りの設えの有無までは導き出すことはできない。

同記において、康富が連歌会の座敷飾りの設えについて記さなかったことはいえる。しかしそれが、設えが施されなかったためか否かは、一概にはいえない。

以上、延文元年（一三五六）、勅撰に準じる『菟玖波集』⁽⁴⁴⁾という連歌撰集が編集されたこともあり、連歌熱が高まりをみせるなかで、連歌をする者は歌人を兼ねていたか、歌人に師事していた者が多く、歌人にならない、柿本人麻呂像である歌仙画を菅原道真像である天神

画もしくは「天神名号」にかえて、連歌会も同様の設えで行われるようになった。連歌会としての座敷飾りの設えの有無は、まず「天神名号」の軸を掛けたか否かにつながる。そして「花」は天神菅原道真に対する供花であった。この点が特に今までの研究で取り上げられなかったところである。

「天神名号」は、伏見宮家近臣にまで所持された。さらに連歌会で「天神名号」が掛けられるからには、そこには供花としての「花」が置かれたであろう。ここから連歌会に「花」を供えるという伝統は保持された。一方、伏見宮家七月月次連歌会と他家七夕花座敷が一つの行事として扱われるようになったことから、臨時連歌会の場合だけでなく、月次連歌会の「花」もまた観賞目的とみなされるようになり、ひいては連歌会に観賞のための「花」が立てられるようになったと考える。

② 大乘院門跡尋尊七夕会の連歌会と「花」

『大乘院寺社雑事記』⁽⁴⁵⁾ 文明七年（一四七五）七月七日条は、大乘院門跡尋尊⁽⁴⁶⁾（以下、尋尊と記す）が、住まいとした禅定院において、「七夕御会」を行ったことを記している。⁽⁴⁷⁾

ここで行われた百首和歌会と連歌会の参会者は、応仁の乱で邸宅などを焼失し、その息の尋尊を頼り奈良に下向していた一条兼良⁽⁴⁸⁾、ならびに同じく応仁の乱を避け、奈良一条院に身をよせていた近衛

房嗣・鷹司政平らをはじめとして、摂家・寺家・大乘院門跡の侍・北面・童子までを含め百首和歌会五十一人、連歌会二十九人であった。尋尊の父である一条兼良は、二条良基の孫という関係を持つ。この「七夕御会」が洛中の宮家・公家の七夕会に匹敵するとも劣らない催しであったであろうことが窺える。

一方、川上貢⁴⁹は建築史の立場から、七夕会の場の様子を次のように述べている。

この七夕御会の内容について検するとき、花を立てて競い、絵を懸けて觀賞し、そして客に茶を点てて饗応する等のことが各々独立した行為でなくて相互に一体となつて会の雰囲気を感じ上げるように仕組まれていることである。このような座敷飾りの構成やそのなかでの行為が簡素化・洗練化の方向に一層つき進められて後世の茶室や茶道・花道をかたちづくつたのではなからうか。なお前田元侯爵家蔵『祭礼草紙』⁵⁰絵巻にみる座敷の図は、鉤形に配置された押板様卓の上に多数の花瓶をならべ、背後の壁面に三幅の絵が懸けられて、その前で多くの人が座し何か興じている様が描かれている。これは丁度上記の七夕御会の如き会合を描写したように受取れ、同じころの会合場所即ち会所の内容をうかがう上に好き資料といえよう。

興味深い記述内容である。しかし「花を立てて競い」(以上、傍線は筆者の加筆)とあるが競つたのではなく、この七夕会の場合、場を飾るために僧侶たちが精一杯「花」を立て、それを皆で觀賞して楽しんだと筆者は考える。

以下、「花」に関して傍線部のことも含め、七月七日条の該箇所と、その関連記事のある七月三日条を中心にみていきたい。

(51)
三日

(前略)

一来たる七日百首題方々これを賦しをはんぬ、
一同じく花の事昨日より所々これを申し遣す、百瓶分の由なり、
一献色々の事等雑掌の所にこれを申し付く、

(中略)

七日

一七夕御会の事、百首和歌の題兼日これを賦す、今日各早旦に
到来、連歌一座これ在り、御人数の事、去る三日方々に短尺を
賦しをはんぬ、

(中略)

一御会所方色々事

花瓶 三十一 浄土寺秘計、

花瓶 三十 極楽坊秘計、

花瓶 二十 己心寺秘計、

花瓶 六 次郎秘計、

花瓶 二 成就院、
大口海なり
 花瓶一 御宿、

花瓶 八 因幡威儀師、
 花瓶 二 学延房得業、

合せて九十九瓶百瓶

(中略)

一 仙翁花方々へ進上、出世・々間・上下北面衆・児・中童子遁世者御童子・力者・京都衆、便宜く随て持寄衆五十人計の衆なり、或ひは人別に二百本五本十本数千本に至る花なり。六日の七時分よりこれを立つ、十五六人の衆なり。その後又心閑に夜中立て直しの事、後夜時分に及ぶ、又、明早旦末座の花共これを立つ、涯分に荘厳せしめをはんぬ、一百首これを重ねられ、則ちこれを閉ざされをはんぬ。御連歌御会等悉く七時分をもつて事としをはんぬ。毎事畏れ入るをなすなき者なり。その後御宿の女中衆来臨、花を物せられをはんぬ、酒肴これを進られをはんぬ、則ち退き帰る、(以下省略)

七月三日条からは、百瓶分の花材がすでに七月二日から集められ始めたことがわかる。同七日条からは、それが大乘院門跡の僧侶・侍・童子・稚児、遁世者、力者、さらに京都衆などに至るまで総動員をかけたものであり、また、花瓶百瓶は、関係する僧侶や寺院から借り集められたものであったことがわかる。酒宴やそのほかのこ

とについては、雑掌が手配している。

会所の絵が合わせて十五福(幅)と記されているが、天神画や「天神名号」については何も触れられていない。同記には会所図が記され花瓶や絵の位置が記されているが、そこにも記されていない。百首和歌を終えた後、連歌会ならびに諸事は、午後四時頃までに終えられ、その後、禅定院宿坊の女たちが「花」を見物し、酒肴を勧められてから帰っている。

特記すべきことはこの記事から、花材が瓶に立てられた時の様子がわかることである。まず花瓶百瓶に対し、仙翁花が五十人ほどの人々から合計数千本届けられている。六日午後四時から十五六人で立てたとあることから、心得のあるものが次々に立てていったのであろうか。その後夜中に立て直し、午前四時頃、さらに早朝に末座の花を立てている。暦の上では秋というもののまだまだ暑く、花材は萎れやすい。水があがらない(萎れる)ことがわかると入れ替え、水上がりの良いもののみを使うため、大量の仙翁花が集められたと思われる。『蔭涼軒日録』⁵²においても、大量の仙翁花が、七夕の前日に届けられたことが記されているが、同様に扱われたのであろう。⁵³「涯分に荘厳せしめをはんぬ。」とあることから、座敷の設え並びに「花」への熱意が感じられる。

「花」に関して伏見宮七夕花合と異なるのは、尋尊の七夕会の場合、花瓶と花材が別々に用意されていることである。あらかじめ花瓶に

立てた仙翁花が運ばれ、置かれたのではなく、その「花」や花瓶を競ったようにも感じらず、「花」への造形意識も感じられない。むしろ仙洞や伏見宮家の「七夕花合」という行事を模倣して室内を飾り、和歌・連歌・酒宴・茶の湯などで楽しんだように見受けられる。このように禁裏や宮家の「花合」を模倣したあり方が広まり、適宜楽しまれることもあったのであろう。

これまでまだ暑い七夕の頃、「花」がどのようにしてその場に立てられたのか明らかにされてこなかった。七夕花合のために、七夕前日に届けられる大量の仙翁花も、そのなかで最も水上がりがよく美しいものが選ばれたとしたなら、納得がいく。大乘院門跡尋尊の七夕会において「花」は座敷の装飾の要であり、「御宿の女中衆來臨、花を物せられ」とあるように、七夕会で注目されるものであった。しかし「花」を立てる技術はさておかれたようである。またその「花」の観賞の主眼は花瓶というよりも、主に仙翁花という植物の美しさを瓶に挿して室内で味わうものであったように思われる。

この連歌会の場合、月次やそれに準じた改まった連歌会でもなく、「天神名号」を掛けて、それに対する供花を置くという設えはここでは用意されなかったと思われる。一方、記事引用で省略した部分に「硯文台一具在之」とあり、和歌・連歌のために硯文台が用意されたことは見出せる。

③ 後土御門天皇の連歌会と「花」

『看聞日記』の次に、「たて花」の成立に関してまとまった記述が見出せる古記録をあげると、それは『山科家礼記』ならびに『言国卿記』⁽⁵⁴⁾である。

『山科家礼記』は、応永十九年（二四二二）から明応元年（二四九二）に至る山科家の雑掌の日記。欠損部分も多いが、特に長享二年（二四八八）年から明応元年（二四九二）にかけての同家雑掌大沢久守の「たて花」の記事は、場所・器・花材の詳細を記し、また「花」を媒介にした交遊を記しており、「花」の史料の白眉ともいわれる。また『言国卿記』は当該期の山科家当主山科言国の日記である。山科言国もまた「花」の上手であったことがわかる。

後土御門天皇期（在位一四六四～一五〇〇年）の「花」についての論考は、大井ミノブほかによるものがある。⁽⁵⁵⁾筆者は、大井氏の他の追隨を許さない博搜からの論考に多くを学んだ。そして両日記を始めたとする山科家の日記を中心に、禁裏の状況や山科言国の活動を踏まえつつも特に大沢久守の活動に主眼を置き、「たて花」および当該期の社会を考察、さらに「たて花」の成立に関して連歌会との関わりに着目して考え、連歌会の「花」が「たて花」の成立に大きく関わったことを述べてきた。⁽⁵⁷⁾

また連歌会と「花」の考察から、月次連歌会およびそれに準じた連歌会は、天神への供花として「花」を置く（手向ける）場合が多

いことを明らかにしてきた。⁽⁵⁸⁾

以下、後土御門天皇の連歌会における「花」が、一方では造形性を示しながら、「天神名号」に対する供花としてどのようなようであったかに、焦点をあててみていきたい。

i 禁裏御法楽千句連歌会と「花」

最初に、文明十三年（一四八二）二月二十三日から二十五日までの三日間行われた、後土御門天皇の「禁裏御法楽千句連歌会」と「花」について考えたい。この「禁裏御法楽千句連歌会」は、二月二十五日が祥月命日の菅原道真すなわち天神へ連歌を手向けるとする天皇主催の連歌会である。以下、この連歌会について最も詳しい『言国卿記』の記事によると、

文明十三年（一四八二）二月二十二日条

⁽⁶⁰⁾ 一、明日より御法楽千句の間、先ず今夕事始めなり。御人数各参り候。発句第三までこれを定め書かせらるるなり、予並びに元長第三まで別紙にこれを書く、ハシ（欠損）予に御座（一字欠損）の花を予に立てさせ（欠損）花瓶に立つるなり、七過より参る、第三まで定めらるるなり、（後略）

御千句

第一何路梅

此神にこの花手折たむけ哉

御製

桜にかこふ水かきの春^{(*)1}

親王御方

うすかすみへだてず^{(*)2}（ぬ）月に野はみえて

式部卿宮

（以下省略）

【本文校異】 『実隆公記』（続群書類従完成会）によれば、

*1 「みつかきの雲」 *2 「へたてぬ」とある。

御法楽千句連歌会前日の二十二日に参加者は禁裏へ集まり、右に記したように発句から第三句までを決めた。発句は後土御門天皇、脇句は勝仁親王、第三句は邦高親王、言国も連衆であった。傍線部からは欠損もあり断定はできないが、言国により「花」も連歌会前日に立てられた。「予に御座」とあることから、この連歌会の座の「花」を立てたのであろうか。第二日目である二十四日は、午前六時ころ五百韻から始められ、八百韻が夜になって終わった。言国はその夜、「花」を立て直している。「しん」に松を立て、天皇からこのほか褒美を賜ったという。

百韻の所要時間はおよそ三時間程度とかなりの速さであったようである、言国が各百韻につき一〜二句、六百韻の巻では一句も採つてもらえなかったと記していることから、付け句を競うものであったと考えられる。このことから言国は「たて花」は得意としたが、ほか

の参加者に比べ連歌は得意でなかったようにも思われる。

そしてここで留意しておきたいことは、この連歌会が何よりも法楽連歌という天神に手向けるものであり、「花」が用意されたことから設えが施されたと思われるが、「天神名号」をはじめとする連歌会の設えについては記されていないということである。しかしやはりこの場合、「天神名号」が掛けられたと考えるのが普通であろう。そうであれば、天神への供花としての「花」と捉えられる。しかし「たて花」であるともいえる。

一方、『お湯殿の上の日記』からも、同連歌会や連歌会の「花」に関連すると思われる記事が見出せる。同連歌会の前々日の二十一日、室町殿の花瓶を借りたこと、二十三日、二十四日に禁裏へ梅の枝が届けられ、二十四日は天皇がその梅の枝を花瓶に立てたことが記されている。天皇の手遊びとしての「花」があったことが窺われる。またこの室町殿の花瓶には、御座に置かれた言国の「花」が立てられたのであろう。「花」から公武の交流が見出せる。

ii 月次連歌会と「花」

次に、月次連歌会について考えたい。応仁・文明の乱終結後、後土御門天皇は頻繁に連歌会を催すようになる。同天皇が禁裏で月次連歌会を始めたのは、文明十年（一四七八）六月二十五日と考えられる。二十五日を定例の日と決めたのは、菅原道真の祥月命日であ

ったからと思われる。また六月二十五日は菅原道真の誕生日であった。

『山科家礼記』『言国卿記』には、山科家当主山科言国・同家雑掌大沢久守らが、禁裏月次連歌会に「花」を立てたことが記されている。また詳細な「花」の記録は、『山科家礼記』長享二年（一四八八）正月十日条に始まる。これらのことから同年正月二十五日条をみていきたい。

一、今朝立花御用に禁裏に参り候なり。御学文所^{まがら}棚上の心は松、中は梅、あかみどり、同所故銅^{かぶ}の御花瓶、心は梅株添へ候、右黄梅、左も梅、黒戸の心は松、左は紅梅、路、あかみどり、小御所は梅、紅梅、左はヒバの葉なり、下草は金盞花なり。

御学問所と小御所の「心」に梅が用いられたことがわかる。ほかに松の「心」も使っている。連歌の神様とされる菅原道真と梅は、菅原道真が大宰府に左遷されて家を出る時、「東風吹かば匂ひおこせよ梅の花あるじなしとて春な忘れそ」（一説に、「春を忘るな」と詠んだ梅の木が、道真のいる筑紫まで飛んでその庭に生え匂ったという飛梅の故事に見られるように、縁深いものとされてきた。

現在、太宰府天満宮の庭には、この飛梅の伝説に基づく梅の木が、

新春他の梅の木にさきがけて咲き匂っている。同年同月十日条においても、「心」に松のほか梅が使われているが、連歌会の「たて花」の場合には、季節の花材、禪僧をはじめとする梅の愛好という理由のほかに、特に連歌会の場合、このような菅原道真と梅との関係にちなんで梅が「心」として使われたと考えられる。また松についても、老松の伝説との関係もひとつにはあろうが、長寿や慶賀を象徴するものとして、常緑の花材として四季を通して使用されたと思われる。

注目すべきことはこの記事から、七夕花合の仙翁花や、伏見宮家月次連歌会の「天神名号」に対する供花の記事と異なり、「心」「下草」のほかに「右」「左」などの用語が見出され、「花」に確実な造形性が見出せることである。月次連歌会であるということから、天神に対する供花として置かれていたことが充分に考えられるが、ここにおいてもやはり設えについては記されていない。

一方、このように「心」「下草」「右」「左」などの用語が見出されることは、十六世紀後期『天正十八年毛利亭御成記』『文禄三年前田亭御成記』に見られるように、「花」のみが独立して立てられるようになる前段階と位置づけられる。⁽⁶³⁾

iii 花立ての連歌

後土御門天皇期の「花」を記す記録として山科家の日記のほか、

清涼殿内の御湯殿の上に祇候し、天皇の側近に奉仕した女官の日記である『お湯殿の上の日記』がある。欠損はあるものの文明九年（一四七七）以降江戸末期までのものが現存している。

この日記の特に明応八年（一四九九）ころの記事から、禁裏で一ヶ月に十日ほど、まさに三日にあげず連歌を巻いていたことがわかる。また連歌の記事とともに、禁裏に「たて花」が立てられた記事や、花材が届けられた記事が見出される。さらに単に「連歌」とのみ記された記事が、明応九年（一五〇〇）に入ると突然、次のように記されていることが注目される。

- 正月二十三日条 「はなの御れん歌」
- 正月二十五日条 「いつもの御れん歌」
- 二月三日条 「花たての御連歌」
- 二月八日条 「花の御連歌」
- 二月十三日条 「はなの御れん歌」
- 二月二十五日条 「いつもの御れん歌」

各二十五日の「いつもの御れん歌」は後土御門天皇の月次連歌会である。連歌会の内容は記されていない。月次の場合、その内容は周知であったためと考えられる。それに対し「花の御連歌」「花たての御連歌」は、頭役や発句の者が記されている。通常、月次の場

合は頭役や発句は前もって決まっているため、記されないことが多い。このことからこれらは臨時に行なわれた連歌会であることがわかる。月次連歌会とは別に、「花」と関わりを持つ連歌会がひと月に数回催されたことがわかる。

ここで留意したいのは、「花立ての連歌」はかねてから大井ミノブ、村井康彦らによって指摘されてきたが、しかしそれがどのようなものであったのかは、明らかではなく、ただ、裝飾的なて花が立てられた連歌会という意味に解釈されているの⁽⁶⁴⁾に対し、小高恭らの論考からは、この連歌は北野法楽連歌と解釈されることである⁽⁶⁵⁾。

この「花たての御連歌」という言葉が記された『お湯殿の上の日記』二月三日条をみると、

⁽⁶⁶⁾ 三日。花たての御連歌、ためさね頭。この度は一色つゝまいりて天神の御前に置かれて、果てゝくはう。わたくし御賞翫ありて御茶をまいる。供御、宮の御かたへは神へまいらぬ先に取りて置かるゝ。早早と果てゝめてたし。い首座梅の枝まいる。

ためさねが頭役、酒の肴が一色ずつ天神の前に置かれた。直会は早く済んだようである。「天神」と縁のある連歌会であったことがわかる。また連歌のあとで「御茶」がなされている。「くはう」とは公方であろうか。一方「花たての御連歌」の内容を知る史料は見

出せない。しかし北野法楽連歌として行なわれた連歌会であれば、天神画なり、「天神名号」が掛けられたと思われ、供花としての「花」がそこに置かれた可能性が高い。一方、供花でありながらも「花たて」と言う限りはやはり、造形性を帯びたいわゆる「たて花」であったことも考えられる。

一方、「花の御連歌」は、頭役の名前のみが記されているばかりで、そのほかのことは何もみいだすことはできない。しかし少なくとも、北野法楽連歌と考えられる「花たての御連歌」とは、異なる趣向のものであったと思われる。

また、頭役が決められていたことから、月次連歌会に準じた連歌会の設え、いわゆる「天神名号」が掛けられ、「花」が立てられた可能性が高い。しかしその「花」は、この連歌会がとりわけ「花の連歌」というものであったことから、造形性を帯びた「花」いわゆる「たて花」であったことが考えられる。

残念ながら『言国卿記』は明応九年（二五〇〇）の記録が残っており、『お湯殿の上の日記』と記事を照合することはできない。しかしその二年前の『言国卿記』明応七年（二四九八）四月二日条の記事は、次のような連歌会と「花」を記している。

一、今日⁽⁶⁷⁾御会に早且祇候をはんぬ。先ず予に御学問所の花を立てさせられをはんぬ。御会の花なり。則ち御連歌御会始まる

なり。親王御方(勝仁親王) 御出座、祇候する輩按察(綾小路俊重)
 ・予・万里小路中納言(勸修寺経郷)・甘露寺中納言(元長)・新宰
 相中将(庭田重経)・守光朝臣(広橋)・永宣朝臣(冷泉)・執筆 濟継朝
 臣(姉小路)・賢房(万里小路)・為学(五条)等なり。御会の半ばに
 御銚子出されをはんぬ、(後略)

連歌会当日、最初に、「花」を立てることが出来る連衆の一人として、あるいは「花」を得意とする者として、言国が「花」を立てさせられ、連歌をおこないつつ酒宴をしている。連歌会を始める前に立てられたことから、「花」を立てる時間を必要としない、「しん」と「下草」を主とする簡素な「たて花」であったと思われる。二日という日から、禁裏月次連歌会ではないと思われるが、筆者の推測では、「天神名号」は掛けられたと思われる。理由は、小振りの簡素な「たて花」を置く理由として最も納得できるのは、天神供花としての「花」だからである。個人として楽しむならばともかく、多人数が集まる催しで小振りの簡素な「たて花」は、そのみでは觀賞に物足りないであろう。

そして後土御門天皇は同年九月二十八日崩御。「花たての御連歌」「花の御連歌」という言葉は、右に記されるのみである。

以上、後土御門天皇期の連歌会の「花」が、天神の供花としてどのようなものであったかを念頭に置いて考察した。これまで明らかにして

きたことを考え合わせると、およそ一四八〇年以後、「花」が確実に造形性を帯び、天神の供花という存在から独立していく様子が見出せる。しかし一方で、後土御門天皇の連歌会の「花」が、天神の存在から独立するものにはなっていないことも見出せる。

2 将軍家

次に、将軍家における連歌会と「花」について検討を加えたい。

① 足利義教期の連歌会と「花」

すでに足利義教期の連歌会については、種々の論考がある。⁽⁶⁸⁾しかし連歌会における「花」については詳細に検討されていない。以下、連歌会の「花」のありように焦点をしぼり、みていきたい。

i 月次連歌会と「花」

足利義教(以下、義教と記す)の六代将軍就任は、正長二年(一四二九)三月十五日、同年(永享元・一四二九)十一月十三日、義教邸新造会所が完成、翌永享二年(一四三〇)正月十九日、この新造会所で、義教の六代将軍就任後初の連歌会が盛大に開かれた。

『満濟准后日記』⁽⁶⁹⁾を読むと、満濟は(70)この連歌会を、「千載一遇也。

希代嚴重御会。以筆舌難演与。珍重々々。」と記しており、とりわけ盛大で厳かな連歌会であったことが窺える。元来同日記には、七

夕に仙洞御所で催される「花合」に「花一瓶」を出したことのほかは、『看聞日記』の「花座敷」のごとく、観賞のための「花」について記されているわけではなく、また植栽に関する記事も見出せない。しかし会所の座敷飾りは盛大で厳かなものであったと記しており、後に述べる永享二年（一四三〇）三月十七日の義教醍醐寺御成の場合以上に、贅を尽くした座敷飾りがなされ、そこに「花」も入れられていたことが考えられよう。

さらに、六代將軍就任後初の連歌会から三日後の正月二十二日、翌月から毎月十日に月次連歌会をすることが決められ、二月十日を初めとして幕府月次連歌会は始められた。幕府連歌会を月次に開催したのは義教が最初であった。

『満濟准后日記』において、永享二年（一四三〇）二月十日条以降、幕府月次連歌会の記事をもても、連歌会の設えに関する記事は見出せない。しかしすでに応永二十六年（一四一九）に、伏見宮家月次連歌会で「天神名号」が使用されていることや、応永三十一年（一四二四）正月二十五日、青蓮院門跡の正月連歌始においては、故足利義満の筆になる「天神名号」が掛けられていることから、義教の月次連歌会においても、天神画ないしは「天神名号」が掛けられ、その前に「花」や香炉が置かれていた可能性は十分にあると考えられる。

ii 醍醐寺御成の連歌会と「花」

満濟の住む醍醐寺金剛輪院に新しく会所が造られた。『満濟准后日記』永享二年（一四三〇）三月十七日条は、おりしも桜の頃、義教の花見御成のため、その会所に前日の十六日から設えがなされたことを記している。

⁽¹⁾十六日。雨。室町殿より会所置物、御絵七幅、小盆三枚、古銅

三具足、同香合文梅、花瓶一对甘子口古銅、同卓二唐、草花瓶

一古、同卓唐木、小壺一、食籠一、硯一面竹節ヲ帶ニス、水入

馬形、筆架竜、小刀、筆墨各一、軸物一絵羅漢、鉢茶竹節二、

同石二、水瓶一古、以上色々を以て立阿弥これを送り下され

をはんぬ。祝着眉目此事々々。立阿に二千疋これを賜ふるな

り。立阿奉行せしむる置物共悉くこれを置く。これを飾りを

はんぬれば罷り帰るなり。会絵以下大略今日周備しをはんぬ。

（以下省略）

この記事から、將軍家からの使者立阿弥によって会所飾りの置物が運ばれて設えられ、御成りの準備が調えられたことがわかる。この飾りのなかには、胡銅三具足、花瓶一对、草花瓶一が含まれ、そこには草花が入れられていたと考えられる。しかしそれはあくまで室礼の一部であって、とりわけ「花」に視線が注がれたということではないであろう。続いて御成り当日の様子をみると、

⑳ 十七日。雨。今日將軍花御覽のため御入寺。雨中長途旁ら眷手光儀の処、且つ祝着。先ず新造会所において御三ツ盃これ在り。綾五重、盆、香合梅これを進む。予一人対合申しをはんぬ。その後予は退出、御膳等聊か御休息、その後一献。大名八人御前に着座。

(中略)

御連歌これ在り。摂政参会申さるるなり。御発句將軍御沙汰。

とをく問ふかひある花のさかり哉

千代もなれ見ん松と桜木

池水の月もしづかに春すみて

三

二 (以下省略)

主賓である義教の発句は花見御成りにふさわしい内容が詠まれ、亭主である三宝院満済は脇句でその内容をうまく受けている。第三句は摂政二条持基である。饗応と連歌会の間(「中略」とした部分)には、主客相互の贈答があり、酒肴が振舞われ、同寺地藏院で花見が催されたことなどが記されているが、室礼や「花」には関心は向けられていない。

ここでは連歌会のための設えや「花」が用意されたわけではない。しかし設えのなされた会所で御成りの儀式後、連歌会が催されたことから、この連歌会空間に座敷飾りの一部分として「花」が存在し

たことは考えられる。

しかしここから連歌会における「花」を明確に見出すことはできない。

② 足利義政幕府連歌会と「花」

足利義政(以下、義政と記す)期以降の幕府連歌会と「花」については、本稿「はじめに」にも記したように、これまで葉阿弥の存在が検討されず、先行研究も見出せない。

以下、みていくと、『山科家礼記』応仁二年(二四六八)正月二十八日条は、幕府の「御連歌始」を記している。また、『後鑑』に当日の百韻の賦物が「山何」であったこと、義政が詠んだ発句なども記されている。

花や星霜をふる木の宿の梅 桐

よもにさくらのさかりまつころ

「桐」は義政のことである。『後鑑』における義政亭「御連歌始」の記事は、文正二・応仁元年(二四六七)正月二十八日に始まり、文明八年(一四七六)正月二十八日までとなっている。応仁・文明の乱の時期と義政亭「御連歌始」の開催時期がほぼ一致していることから、義政の連歌会興行と戦乱の間に関連性があったことが窺わ

れる。

一方、応仁の乱以後の將軍家のきまりを記した『殿中規式』に、連歌会や「花」について以下のように記されている。同書は、享祿三年（二五三〇）二月九日の奥書を持つ。

御連歌并御鞠之事

⁽⁷⁴⁾一御連歌は年始正月廿八日御春御座候て、御月次御会は御座無く候。但何時も遊ばされ候事、又勿論御儀にて候。次御まりは年始正月十六日にて御座候。是も御月次にては御座候はで何時も遊ばされ候。

一御連歌の御会などの時、御座敷に花など立てられ候事、前々の御会には見申候はず候。然るに二月二十五日細川右京大夫宅においての御会の事、御所をうつさるゝ御会にて候に、亦々花をいかにもかうさう（豪壯）に立なし候間、御前にても勿論の御事候、然は葉阿に立させられ候べき御事候。代々役々と存候。

⁽⁷⁵⁾一天神又は名号などかけられ候はん事は別て子細御座候。御時はさやうにも御ざ候はんと存じ候。

右の記事から、將軍家において応仁の乱以後、正月の連歌始めはあったものの、月次連歌会は行われなかったことがわかる。ただし連歌会は随時行つてもよいことが述べられている。また「たて花」について、いつ頃のことか詳細はわからないが、以前は立てられることはなかったとある。そして応仁の乱以後、連歌会に立てられるようになったことがわかる。

「いかにもかうさう（豪壯）に立なし候」とあることから、応仁の乱以後の將軍家連歌会に立てられた「花」が供花というよりも、「花」そのものが観賞の対象となっていたことがわかる。また幕府連歌会の「花」は、代々「葉阿」というものになったことが知られる。しかしこの「葉阿」という名は、管見の限りではあるが、『殿中規式』以外にはみいだせない。

また、將軍家の連歌会に「天神名号」を掛けることがあったこともわかる。「子細御座候」からは、連歌会の設えに関して、なんらかの手引書があったことが窺える。すでに『山科家礼記』から応仁の乱以後、幕府奉行人が「花」に携わっていたことや天皇、將軍家、公武寺社等の間で花材の贈答が行われていたことはあきらかにしている。⁽⁷⁶⁾

以上、ここでは葉阿弥の存在など、これまで考察されることなかった將軍家の連歌会と「花」の關係に注目した。応仁の乱以後、造形性を深めた「花」が連歌会におかれたことから、將軍家の

「花」のありようが、禁裏と同様の様相を示していたことが窺える。またそこに天神画や「天神名号」が掛けられたこともわかる。

③ 立阿弥と「花」

これまで將軍家の「花」は、台阿弥、葉阿弥の存在が見出されるものの、ひとり立阿弥が⁷⁷になってきたように述べられてきた。

その立阿弥は、『長祿二年以来申次記』⁷⁸以降の古記録に、代々立阿弥が、禁裏へ献上する七夕の「花」を立てる役割になったことが記されていることに加え、次の二つの記事をもって性格づけられている。一つは義教期の『満濟准后日記』永享二年（一四三〇）三月十六日条、醍醐寺新造会所の座敷飾りを奉行した人物、もう一つは義政期の『蔭涼軒日録』⁷⁹文明十八年（一四八六）二月十日条、義政から病気であるにもかかわらず呼び出されて「花」を立てさせられ、みごと褒美を与えられたほどの「花」の上手という人物である。さらに古記録における登場期間から、最低二人が存在したと考えられている。

しかしこのように義教期の立阿弥は座敷飾り、義政期の立阿弥は「花」の上手という相違があり、またこの二人の立阿弥の登場が五十六年離れていることから別人であろうとする一方で、あたかも一人の人間が、座敷飾りと「花」を立てることの両方が得意な人物として語られている。

また台阿弥は、立阿弥が留守で「花」を立てられない場合に立てる人物とされることがある。さらに本稿「はじめに」で述べたように『殿中規式』から、連歌会の「花」を立てたという葉阿弥の存在が明らかであるにもかかわらず、立阿弥とならべて論じられることはなかった。

以下、義教期、義政期にわけて立阿弥の存在を考察し、台阿弥、葉阿弥の存在を踏まえ、立阿弥の「花」、ひいては將軍家の「花」を考えたい。

i 義教期

義教の將軍就任は正長二年（一四二九）三月十五日である。また立阿弥が座敷飾りを奉行したことは、永享二年（一四三〇）三月十六日条に見出せる。このことから、義教の將軍就任およそ一年で、立阿弥は座敷飾りの大役を仰せつかったことになる。このような座敷飾りの大役をこなすための修練の時間を考慮すると、立阿弥はある程度長い期間にわたって將軍家に仕えていたと考えられる。するとこの立阿弥が、立阿弥の初出記事と思われる応永二十五年（一四一八）八月十八日条に見出せる義持期の人物と、同一であることが考えられる。さらに、永享四年（一四三二）正月十四日条に見える息子小遁の存在から、この立阿弥は一四〇〇年前後の生まれと考えてよいであろう。

立阿弥の座敷飾りに関し、義教が花見に出向き、その後室内に移り連歌会を催したことは、『満済准后日記』にいくつか書き留められている。しかし同日記のなかで、座敷飾りがこのように詳細に記されるのは、他の箇所では見出せない。

ここで、満済が立阿弥の座敷飾りを詳細に記したのは、義教の花見御成りのためではなく、満済の醍醐寺「新造会所」のお披露目であったからではないだろうか。満済の「新造会所」に対する思い入れを窺うことができる。黒衣の宰相満済の新造会所への義教の御成りの座敷飾りを担った立阿弥は、当時のその道の第一人者であったと想像できる。

同日記から立阿弥の職掌を見ていくと、智阿弥、用阿弥、木阿弥、作阿弥の職掌が「御使」として記されているのに対し、立阿弥は「取次ぎ」がほとんどである。「御使」は將軍家の用件を伝えたり、「御書」を届けたりする役目であるが、「取次ぎ」は將軍家の執務業務である。立阿弥によって案文進上⁽⁸⁰⁾、申し入れ、折の進上⁽⁸¹⁾などが義教に取次がれている。立阿弥にしても「御使」の場合もあるが、その場合ほかの「阿弥」のように書状や用件を伝えるものでなく、練貫や五重盆、香合などを届けるものであった。その代価として千足が満済から渡されている⁽⁸³⁾。ほかの「阿弥」の場合は、もしも渡されたとしても通常二百足であったことをみると、立阿弥がことのほか重用されていたことが知られる。

さらに禅僧で連歌師の瑞禪と満済は妙法院で対面しているが、これは立阿弥の吹挙によるものであった⁽⁸⁵⁾。瑞禪は將軍家月次連歌会宗匠の承祐と並び称される人物である。そのような人物と立阿弥は接触があったといえる。

これらのことから、立阿弥がかなり教養のある人物であるということは考えられる。しかし立阿弥が具体的に「花」を扱った記事は見出せない。この時期の「花」の様態は、同時期の古記録で「花」に関する記事の多い『看聞日記』においてみても、花材に全く関心がなかったわけではないにしても、花瓶（唐物）に関心が向けられているということは否めない⁽⁸⁶⁾。このような「花」のありようのなかで、義教期の立阿弥を「花」の名人と位置づけること自体に無理がある⁽⁸⁷⁾。

また『満済准后日記』には多くの「阿弥」が登場するが、義持期・將軍空位期に記された「阿弥」の職掌が、護持僧満済に関わるものであったのにくらべ、義教期に記された「阿弥」の職掌は、將軍家執務に関するものとみられる。將軍と満済をつなぐ「阿弥」の役割から、満済の護持僧としての役割が、執務をも担う者としての立場に変化したことが見出せる。そして義教期の立阿弥が、將軍家執務の中枢にいたことがわかる。

一方、『蔭涼軒日録』（季瓊真葉筆録）の義教期（日録現存期間・永享七年〜永享十二年）の記事をみると、義教と季瓊真葉の間の「御

使「取次ぎ」は、普阿弥、億阿弥によってなされていたことがわかる。そのなかで、立阿弥に関しては、

〔各江瓜百籠を賜ふ。乃ち立阿これを奉る。〕（永享十・七・五⁽⁸⁸⁾条）

〔書記に任すべきの旨命あり。乃ち立阿これを奉る。〕（永享十・七・十条）

〔拝受の折紙、夜に入りて立阿をしてこれを御目に懸けしむ。〕（永享十一・閏正・廿五条）

という記事が見出せる。義教のもとで執務をこなす立阿弥の姿がある。

以上のことから、義教期の立阿弥は、義教と満済を結ぶ重要な職掌をもつ教養ある人物で、座敷飾りにも精通する存在であったと考えられる。

ii 義政期

次に、義政期の立阿弥について考えていきたい。

この立阿弥が將軍家の「花」を立てていたことが明確となる記事として、『長祿二年以来申次記』がある。以下、みていくと、

（七月七日）

⁽⁸⁹⁾一草花 禁裏様へ御進上なり。この草花は五ヶ番より参るを御花瓶に立てさせられ、御盆に据えられ候て、以て伝奏御進上なり。御威粉井被官ども草花をもたせ候て、伝奏に相隨て内裏へ参るなり。花は代々立阿弥立て申すなり。

ここからは義政期、長祿二年（一四五八）以後、將軍家から禁裏七夕へ進上する「花」を、立阿弥が立てていたことがわかる。また、花材は奉公衆から届けられ、花瓶に立て、盆に据え、伝奏が進上した。花材もこの「花」とともに届けられている。同様に『慈照院殿年中行事』⁽⁹⁰⁾『年中恒例記』⁽⁹¹⁾にも、立阿弥が禁裏七夕の「花」を立てたことが記されている。

一方、『陰涼軒日録』（季瓊真葉筆録）の義政期（日録現存期間・長祿二年（正文元年））の記事から、義政と季瓊真葉の間の「御使」「取次ぎ」の多くは、春阿弥⁽⁹²⁾によってなされていたことがわかる。そのなかで立阿弥に関しては、

⁽⁹³⁾「両巨座献する所の二千疋の分、殿中において献せらるる故を以って、立阿弥これを賜ふ」（長祿四・八・廿四条）

「白瓜折一合、普広院真前に献せらるるなり。但し立阿これを奉る」（寛正四・五・十条）

「西芳寺御成の事報じ奉るなり。(中略)立阿弥一覽」(寛正六・六・廿六条)

という執務、西芳寺御成の供奉の記事とともに、

「深香⁽⁹⁴⁾の梅花御尋の由あり。立阿弥にこれを告ぐ。仍ち梅花数

枝並びに水仙花数茎を献ずる也。(立)阿これを伝奏す」(文正元・二・五条)

が見出せる。ここには義政の梅花所望を季瓊真蕊に密かに伝える立阿弥の姿がある。

一方、『言国卿記』文明八年(一四七六)三月二十五日条に記されたように、立阿弥は將軍家だけでなく禁裏でも「花」を立てている。また『山科家礼記』文明四年(一四七二)七月十日条に、立阿弥は、禁裏で冷泉大納言(為富)をはじめとする公家や義政と蹴鞠をしたことが記されている。ここからは公武の文化交流が見出せる。そして文明十五年(一四八三)六月、義政は東山山荘に移った。

『蔭涼軒日録』(亀泉集証筆録)は翌年の文明十六年(一四八四)八月からはじまる。現存する『蔭涼軒日録』には、四百余もの「花」に関する記事が見出される。しかしその多くは花材の贈答についてである⁽⁹⁵⁾。

そのなかで立阿弥が「花」を立てたことについては、文明十八年(一四八六)二月十日条が初出である。またこの記事は、立阿弥が「花」の上手であったことを明らかにするものとして常に引用されるものである。

この文明十八年(一四八六)二月十日条を読んでみると、

(前略)愚亦云ふ。薄紅梅一枝、深紅梅一枝、水仙花数茎、童子を以つて東府に献じ奉る。相公より御謝詞あり。これの如き梅当年始て台覧の由仰出らる。高橋右京亮入道愚に意を語りて曰く。今朝献ぜらるる所の梅花台慮に適ふ所以の者何花を進まらる。比々皆御前より出て立つるべきの命これあるのみ。今朝の花は別して台言ありて曰く。

「今春此の如きの花始て台覧せられ、立阿を召し將にこれを立たさしむ。立阿時に虫気の由申し参らず。重てこれを召すは厳きなり。故に以つて乃ち御前に参り此華を立つる。仍ち流霞を以つて立阿に賜ふ。御前において盃を重ねるは六。此の花に依り立阿面目を施す云々。」(後略)

後ろ五行の、筆者がかぎ括弧を付けた部分からは、立阿弥が確かに、義政が呼び出してでも「花」を立てさせるほどの「花」の上手であったことがわかる。しかしそれ以前の記事をも含めて読むと、

立阿弥の「花」の技術を称えるものであるとともに、筆者亀泉集証が義政に贈った花材が、その年（今春）において最も意にかなうものであったと義政から御謝詞があったことを記していることに気づく。そしてこの立阿弥の立てた「花」は、亀泉集証から義政に贈られた花材であった。それゆえにこの記事が記されたことが理解できる。

ここに述べられているのは、亀泉集証が義政へ贈った花材は、義政の意に最もかなうものであった、義政にとって意にかなう花材は名手である立阿弥に立てさせるものであり、病気の立阿弥を呼び出して立てさせた、立阿弥を呼び出してまで立てさせたことにより、亀泉集証の花材がこの上もないほど義政の意にかなった花材であったことが実証された、ということである。

以後同日録の立阿弥の「花」の記事は、同様に亀泉集証が義政に花材を贈り、義政がそれを立阿弥に立てさせたことをその内容としている。この内容の記事は、以後二年間（文明十八年二月十日条〜長享二年正月二十日条）に集中している。またこの間、立阿弥についての執務の記事は見あたらず、この「花」についての記事のみである。義政が「花」に熱中したことを物語るのであろうか。義政逝去後の立阿弥の「花」に関する記事は、一回見られるのみである。やはり亀泉集証が立阿弥に花材を贈り、立阿弥が立てた場合である。⁽⁹⁷⁾ またそれ以後、立阿弥自身に花材を贈った記事が一回見られる。亀

泉集証が花材を贈っていることから、これらの立阿弥も「花」の名手と思われる。それゆえに同一人物と思われる。

義政が花材を求めていることは、文正元年（二四六六）二月五日条（前述）において、義政が季瓊真葉に自分の意にかなう梅花を探していることを告げていること、また、同日録の「花」に関する記事の多くが將軍家への花材進上であることからわかる。おそらく義政のもとには同日録に記された者以外からも花材が贈られていたであろう。

亀泉集証にとって、いかに義政の意にかなう花材を手に入れ、義政に贈り、立阿弥に立ててもらえるかが楽しみであり誇りでもあり、それゆえに同日録に記されたのではないだろうか。

そのように考えると、『蔭涼軒日録』に記された立阿弥の「花」は、座敷飾りとの関係から記されたというよりは、亀泉集証によって義政や將軍家へ贈られた花材が立阿弥によって立てられた場合のみ記されたということがわかる。

それは台阿弥においても同様である。同日録には、台阿弥が「花」を立てたことも記されている。以下みていくと、

『蔭涼軒日録』文明十八年（二四八六）十二月十八日条

「東府に謁す。江南並なき所の白梅数枝を以って相公に奉り、乃ち立阿を召す。立阿他行台阿を召し命ぜらるるなり。」⁽⁹⁸⁾

その原産地である中国江南地方の梅に勝るとも劣らない白梅数枝を、亀泉集証が義政に贈ったところ、立阿弥が留守で、台阿弥を立てさせていることから、台阿弥も「花」の上手であったことがわかる。さらに、同日録には亀泉集証が義政に贈った「花」を、立阿弥の代役ではなしに台阿弥が立てたことが三回みられる。一方、同日録において、將軍家の「花」を立てたことが記されるのはこの二人のみである。

また台阿弥の職掌としては、御祈禱場を調える役割が見出される。亀泉集証とともに御祈禱場を調べてもいる。そのほか亀泉集証を後ろに従わせて鎮守に詣でたり（文明十九年八月三日条）などもしていることから、同朋衆のなかでも地位のある人物であったことが窺われる。

一方、立阿弥の職掌をみると、御伴衆、御服奉行、將軍家焼香の際の世話、將軍家の公印の管理、御祈禱所の管理、松茸、瓜の取次ぎなどがみられる。加えて「長祿二年以来申次記」ほかにあるように、禁裏七夕へ進上する「花」を任されていたと考えられる。

しかし具体的な座敷飾りに関する役割は見出せない。むしろ、

『蔭涼軒日録』延徳二年（一四九〇）十月十日条

「相阿より、三具足これを借用す。古銅小三具足これを借りる。」

というように、相阿弥に関する記事から、座敷飾りに関する内容は見出せる。

義政期の立阿弥は、義政から「花」の名字と認められた存在であった。同日録に立阿弥の「花」が記されたのは、亀泉集証が義政に贈った花材が立阿弥によって立てられた時のみであり、そこで問題とされたのは、花材のすばらしさと、立阿弥の「花」を立てる技術であった。

以上のことから、義政期の「花」は座敷飾りに添えられる程度であり、花材に関心がめばえつつも花瓶としての唐物観賞が主であった。そしてこの時期の立阿弥は、將軍家の座敷飾りを得意とした。

一方、義政期の立阿弥や台阿弥の「花」のありようを見ると、「花」を立てる技術や花材が問題にされ、花瓶（唐物観賞）は問題として取り上げられていないことがわかる。このことは一四八〇年代後半、禁裏だけでなく、將軍家においても、「花」を立てるということに関心が持たれるようになっていたことを示している。それはまた、葉阿弥によって立てられたという連歌会の「花」が、「豪壮」なものになったのと同しくする。

そしてここで間違つてはならないのは、義政期の立阿弥が座敷飾りを得意としたからといって、別人であろう義政期の立阿弥が、座敷飾りを得意としたわけではないということである。義政期の立阿

弥が担ったのは、七夕花合の「花」と座敷などを飾る「花」であったと思われる。

義政期の立阿弥が、座敷飾りの「花」を立てたという記事は、古記録からは見出せない。しかし今日、義政期に、立阿弥が座敷飾りの「花」を立てていたように考えられている。禁裏七夕へ進上する「花」を任されていたことに加え、義政にこの上ないほどに「花」の上手と認められた立阿弥が、將軍家の座敷飾りの「花」を立てないはずもなからうというのがその理由であろう。

3 『猿の草子』にみる連歌会と「花」

最後に、十六世紀後期に作られた絵巻『猿の草子』の絵や詞章から、当時の連歌会や座敷の設え、そこにおける「花」のありようをみておきたい。

『猿の草子』の成立は室町時代末、おおよそ永祿四〜六年（一五六一〜一五六三）の頃と考えられる。大英博物館蔵、作者不明、原題不明、箱書は「猿之絵 土佐筆一卷」とある。

この『猿の草子』については、すでに国文学の立場からの論考がある⁽¹⁴⁾。しかしいづれの論考においても、設えにおける「花」のありようを検討したものはない。

この草子は、日吉山王社の神職である猿の栗林伊賀守しぶざねが、婿を自邸に招き、それに応じて九月十六日、婿の弥三郎が妻子（し

ぶざねの娘と孫）を伴いしぶざね邸を訪れ、その日は饗応を受け、翌十七日に連歌会が催されたという場面を持つ。

連歌史研究において、この連歌会席の場面は、室町時代唯一の、連歌興行の実態を示す画図として高く評価されている。最初に、饗応に使用した座敷とそこにおける「花」の場面をみてみたい⁽¹⁵⁾。

まづ十六日の座敷は表の主殿を飾り、三間の押板に、先年筑紫の大内殿より音信のためとて送られし牧溪の竜虎、中尊同筆の観音、花三瓶に三具足、違い棚には堆紅の盆、同香箱、屈輪の台に建蓋据へ、書院の飾りには筆荷、硯屏、筆濯ぎ、水入、花立、軸の物、硯に卦算とり添へて、柱飾りも様々也。

連歌会の設えとの違いは、掛軸が天神画や「天神名号」ではないことである。この場合は違い棚、書院にも飾りつけがされ、『君台観左右帳記』に見出される座敷飾りといえよう。「花」については、三具足の「花」のほか、押板に置く三瓶の「花」、書院の花立の「花」が見出される。特に押板に置かれた三瓶の「花」は、造形性を帯びたものであったことが考えられる。しかしこの場面は描かれしていない。

次に、明日に控えた連歌会の設えについての場面をみてみる。

連歌過ば、三献(さんけん)まいらせよ、磨付(みがき)の座敷(ざしき)を飾り、天神(てんじん)の名号(なごう)に三具足(みつぐく)とりそへ、硯(すずり)、文台(ぶんだい)は去年、浅井所(あさい)より来り候梨子地(ななし)の文台(ぶんだい)、又、奥(おく)の四畳半(しゅうじょうはん)に茶の湯(ちやのゆ)を仕、黒塗(くろぬり)の台子(だいす)に奈良風(ならぶふう)添(そ)へ、甌(おう)釜(かま)し合(あ)はせ、蓋置(ふたおき)は火舎(ひや)香(かう)炉(ろ)、水指(みずさし)は抱桶(だうづく)、水(みづ)こぼしには合子(がうし)、絵(ゑ)は舞拳(まゆこま)の花鳥(はなとり)、上下(じやうげ)は金地(きんち)の小紋(おんもん)の金欄(きんらん)、中(ちゆう)は赤地(あか)の鳥襷(とりだすき)、風帯(ふうたひ)、一文字(ももんぢ)まで結構(けつこう)を尽くせり。さから天目(あめめ)を袋(ふくろ)に入(いれ)、黒台(くろだい)に据(す)へ、茶(ちや)は別儀(べつぎ)を九十九(くじゅうじゅう)に入(いれ)、花(はな)は貨狄(くわてき)の船(ふね)に生(い)くべし。此九十九(このくじゅうじゅう)、貨狄(くわてき)は子細(こさい)さまぐある道具(たぐひ)也。

(中略)

明日は早天より座敷(ざしき)を飾り、連歌(れんが)を早く始め候(は)べし。

実際に室内を飾るのは当日早朝とある。また連歌会の後には宴会が用意されている。連歌会の様子は描かれているが、「天神名号」や三具足(「花」)は描かれていない。

- (1) 天神の名号に三具足をとりそえ、硯、梨子地の文台を設える。
- (2) 花は貨狄の船に生ける。

とある。「貨狄の船」¹⁰⁾とは、釣舟の形をした花入の名前である。花材は特定できない。「船に生く」とあることから、茶の湯の席の「花」としての投げ入れの花と捉えられる。「貨狄の船」と花入にこだわったのも、茶の湯道具の一つとしての扱ひであろう。また『猿の草子』で「花」が描かれているのは、この「貨狄の船」の「花」

のみである。

右のことからは、十六世紀後期、少なくとも「花」は、客などを迎える座敷の座敷飾りとしての三具足の「花」・押板の「花」・書院の「花」、また連歌会の「天神名号」に対する供花としての三具足の「花」、さらに茶の湯の席の「花」があったことがわかる。

また「筑紫の大内殿より」「浅井所より来り候梨子地の文台」という詞章から、日吉社が大内や浅井などの戦国大名と交流があったこと、日吉社にとって戦国大名の寄進が重要な財源であったことも窺える。

おわりに

連歌会の「花」は、二条良基のいわば十四世紀後期以降の連歌会で、天神画ないしは「天神名号」の軸を掛け、その前に花瓶や香炉を置くことに始まったと考える。連歌会の設えに供花としてはあるが「花」が置かれることは、連歌の流行とともに広がった。それは例えば伏見宮貞成からその近臣へ、「天神名号」が書き与えられたことなどから推察される。

同時期、仙洞、禁裏、伏見宮家などでは七夕会に花合も行われていた。伏見宮家の七月月次連歌会と七夕花座敷が合一したことは、月次連歌会の供花として置かれていた「花」が、観賞の対象となる契機となったと思われる。また、「花」を立てる者にも造形意識が

芽生え始めた。

そして「花」は、造形性を帯びたものへと進展していく。「花」の最初の様式である「たて花」の、中心的構成要素の一つ「しん」という言葉が、初めて見出せるのは、寛正四年（二四六三）『山科家礼記』においてであるが、禁裏連歌会の「花」は、連歌会の興盛に伴いおよそ一四八〇年以後、「しん」「下草」のほか「右」「左」などの枝で構成され始め、「たて花」として、天神への供花という存在から独立していく様子をみせる。

しかし一方で、天神の存在から独立したものでないことも否めない。また、『殿中規式』および葉阿弥の存在から、將軍家の連歌会の「花」の進展が、禁裏と同様であったことが窺える。古記録を読む限り公武の文化交流は随所に見出され、当然のなりゆきといえよう。

義教期には、「花」は座敷飾りに添えられる程度であったが、応仁の乱前後以降、義政期の立阿弥や台阿弥の「花」は、「花」を立てる技術や花材が問題にされる一方で、花瓶（唐物観賞）は問題にされていない。これらのことから、当該期の「花」即ち座敷飾り、即ち立阿弥の「花」ということにはならない。

さらに「たて花」の確立した、十六世紀後期に成立したと考えられる絵巻『猿の草子』から、少なくとも「花」は、客などを迎える座敷の座敷飾りの三具足の「花」・押板の「花」・書院の「花」、ま

た連歌会の「天神名号」に対する供花としての「花」、さらに茶の湯の席において見出される「花」、があったことが考えられる。

また連歌会の天神への供花としておかれた「花」が造形性を帯び、「豪壮」ともいわれる「たて花」として独立する一方で、「しん」「下草」のみの、花材も一〜三種類くらいの簡素な「たて花」も天神への供花として存在し続け、それは今日に至っている。七夕花合の「花」は、この場合の後者のかたちといえよう。

そしてここで留意すべき問題は、さまざまな場で見出せる「花」を、「たて花」としてどのように捉えたらよいのであろうかということである。冒頭、今日の「花」（いけばな）において、「たて花」という様式は存在しないことを述べた。「豪壮」な「たて花」は、十六世紀中期、供花から独立し単独で飾られるようになり、さらに十七世紀初期、「立花（りっか）」となり、今日存在している。一方、簡素な「たて花」もまた、仏前・神前供花、茶花、投げ入れ花、文人花などと名前を変え、今日存在している。「たて花」とは、いろいろな「花」の型の可能性を秘めた、「花」の様式であったといえる。

今後、茶の湯の「花」、座敷飾りや花伝書（花の伝書）に記された「花」¹⁸、また花材の園芸・植物学的な検討なども行っていきたい。

注

- (1) 西山松之助「立花図屏風」『近世芸道論』日本思想大系 岩波書店 一九七二年、一八四頁。
- (2) 「りっか」という呼称は、天和三年（一六八三）正月刊の「立花大全」にはじめて使われた。西山松之助「立花大全」『近世芸道論』日本思想大系 岩波書店 一九七二年、一八九頁。
- (3) 史料纂集
- (4) 山根有三『花道史研究』山根有三著作集七 中央公論美術出版 平成八年、一四三頁（初出『いけばな美術全集』第二巻 集英社 昭和五十七年）。
- (5) 大井ミノブ「日本花道の形成」（学位論文・筑波大学図書館蔵・昭和三十七年）、同『生活からみたいけばなの歴史』主婦の友社 昭和三十九年、同「花道史における展開期の問題―室町時代から江戸時代初期まで―」肥後先生古稀記念論文刊行会編『日本文化史研究』弘文堂 昭和四十四年、同「武家生活と立花」『日本女子大学文学部紀要』二十 昭和四十五年、大井ミノブ編『いけばな辞典』東京堂出版 昭和五十一年、大井ミノブ・小川栄一『いけばな史論考』東京堂出版 一九九七年、ほか。
- (6) 肥後和男、西堀一三、重森三玲、湯川制、山根有三、北条明直、工藤昌伸、重森弘淹、岡田幸三などが挙げられる。
- (7) 「いけばなと連歌」『いけばな辞典』（注5）三三三～三五頁。
- (8) 山根有三の「花」に関する一連の研究は、『花道史研究』（注4）に再録されている。
- (9) 『花道史研究』（注4）一二二～一三九頁（初出『大和文華』一

四号 昭和二十九年）

- (10) 群書類従 第二十二輯 武家部
- (11) 増補続史料大成
- (12) 『花道史研究』（注4）一四四、一四五頁。
- (13) 拙稿「中世後期文化の様相―山科家の日記に見る「花」―」『女性歴史文化研究所紀要』第六号 京都橘女子大学女性歴史文化研究所 一九九八年、二四頁において筆者は、禁裏「たて花」について「禁裏のたて花には二通りあったことがわかる。たて花を持参する場合（禁裏七夕献上花等）」と、参上して花を立てる場合である。前者は花が置かれる空間を重視しない。そこに置かれるたて花が全てであり、贈答するものとして作られた。後者は言国や久守が立てた禁裏の花である。祝事や各種催に立てられ、禁裏室礼空間の中で花を生かすことが必要であり、「花」の上手が禁裏に必要な時に召された。」というように述べた。ここにおける山根氏の指摘は、將軍家・立阿弥の「花」においても、禁裏における「花」と同様に、二通りの「花」があったことを示唆している。
- (14) 村井康彦の「花」に関する一連の研究は、『花と茶の世界』三一書房 一九九〇年、『武家文化と同朋衆』三一書房 一九九一年にほぼ再録されている。
- (15) 宮内庁書陵部蔵。
- (原文)
- 一御連歌乃御会などの時御座敷に花など被立候事前々乃御会には見申候はす候然二月廿五日於細川右京大夫宅之御会之事御所をうつさるゝ御会にて候に亦々花をいかにもかうさうに立なし候間御前にて

も勿論之御事候然者葉阿に立させられ候へき御事候代々役々と存候
本稿が記す『殿中規式』とは、国書総目録に『応仁以後殿中規式』
として掲載され、宮内庁書陵部に『応仁以後殿中規式』として登
録・所蔵されている写本である。同書の表紙に「殿中規式 全」と
記されていることから、本稿では『殿中規式』と記す。村井氏は、
『応仁以来殿中規式』と記されているが、管見の限りそのような表
題の記録を見ない。同氏の引用に「葉阿」が見られないことや、筆
者の翻刻と若干の相違が見出されることから、私蔵の異本の存在が
考えられなくもないが、そのような存在を筆者は知らない。

大井氏・小川氏の場合、『いけばな史論考』(注5) 一〇二頁、『い
けばな辞典』(注5) 三四頁において、村井氏同様『応仁以来殿中
規式』としている。これは村井氏の例に倣ったものと思われる。し
かし大井氏は宮内庁書陵部蔵とし、「葉阿」の部分も引用している。
(16) 村井康彦『花伝書の登場と天文化』『図説いけばな大系』3
角川書店 昭和四十五年、五四頁。

(17) 村井康彦『生活文化の成立』『京都の歴史』3 京都市 学芸
書林 昭和四十三年、四七五頁。

(18) 管見の限り、葉阿弥の名は『殿中規式』以外には見出せない。

(19) 統群書類従 補遺三

(20) 『いけばな史論考』(注5) 一〇二頁、『いけばな辞典』(注5)
三四頁。

(21) 拙稿「中世後期文化の一様相—山科家の日記に見る「花」—」
『女性歴史文化研究所紀要』第六号(注13)。

(22) 拙稿①「生成期における「たて花」—十五世紀中期の「花」と

連歌の一様相」『日本研究』第二十九集 国際日本文化研究センタ
ー紀要 二〇〇四年。『大乘院寺社雑事記論集』第三卷 和泉書院
二〇〇六年所収)

拙稿②「教育としての「花」—「花」「茶」はどのようにして女性
のなすべきものとなったのか—」『野村美術館研究紀要』第十五号
二〇〇六年。

(23) 統群書類従 補遺二「看聞御記」上・下。本稿では「看聞日
記」と記すが、『看聞御記』とはいわば表記の相違であり、同一の
ものである。

(24) 大井ミノブ「中世における立花成立の基盤—とくに七夕花合に
ついて—」『日本女子大学文学部紀要』十一号 昭和三十七年、
『いけばな史論考』(注5) に所収。

(25) 『陰涼軒日録』の花材の贈答記事をみても、六月〜八月はほぼ
仙翁花のみである。仙翁花について植物学的にたどると、村田源
「センノウ」『京都園芸』第九十三集 京都園芸倶楽部 平成十一年
によれば、「嵯峨センノウ」も「マツモトセンノウ」も仙翁花では
ない。Lychnis sennoとしてシーボルトによっても発表されている。

仙翁花の学名は、L. bungeana (D. Don) Fischer が正名。野生は
中国の長江流域だけで、日本にいつ誰が持ってきたかはまだわから
ないという。
芳澤勝弘「仙翁花—室町文化の余光—」一〜三「禅文化」一八五
〜一八七号 二〇〇二〜二〇〇三年は、古記録や文学に見出せる仙
翁花について詳しく述べている。仙翁花について、植物学的には村
田源氏と同様の見解である。

『看聞日記』永享三年（一四三一）七月四日条からは、庭の仙翁花を賞翫していたことがわかる。

室町時代等の庭園の植物については、飛田範夫『日本庭園の植栽史』京都大学学術出版会 二〇〇二年に詳しい。

(26) 横井清『看聞日記―「王者」と「衆庶」のはざまにて―』そして一八九七年。そのほか『看聞日記』における連歌会について、島津忠夫『能と連歌』和泉書院 一九九〇年（島津忠夫著作集）第六巻 和泉書院 二〇〇五年に所収）、位藤邦生『後崇光院と伏見宮連歌会』『連歌と中世文芸』角川書店 昭和五十二年、廣木一人『月次連歌会考―『看聞日記』の記事から―』『青山語文』二七平成九年（廣木一人『連歌史試論』新典社 平成十六年に所収）、榎原雅治『寄合の文化』『日本史講座』第四巻 東京大学出版会 二〇〇四年などがあり参考にした。

また、「花」と連歌会については拙稿「室町時代の連歌会と「花」

①・② 連句誌『れぎおん』四五・四六号 前田圭衛子編 二〇〇四年がある。本稿はこの内容を掘り下げるものである。

(27) (注22) 拙稿①。

(28) 廣木一人(注26)は、月次連歌会の重要な要件として頭役、発句、百韻という三点を挙げ、日取りについては流動的であったとしている。筆者も『看聞日記』『満濟准后日記』『康富記』を検討するにあたり、そのように考える。

(29) (原文)

十五日。(中略) 有月次連歌。頭人隆富也。會席聊刷之。西面四間與常御所相合障子撤之爲八間。屏風二双立廻。天神名號奉懸。

妙法院脇繪二幅梅。懸之。其前立机一脚。花瓶香爐等置之。左脇御筆。繪二幅寒山。懸之。其前立卓置花瓶。會衆西面二候。(後略) 南。繪七幅。拾得。

(30) 「天神名号」とは、連歌の神とされる菅原道真の神号で、「南無天満大自在天神」「大威徳自在天神」などというもの。天神画のほか、これらの文字(神号)を掛軸に仕立てて、連歌の席に掛けられることがあった。

(31) 『暮掃絵詞』『日本の美術』第一八七号 至文堂 昭和五六年ほか。

(32) 伊地知鉄男「北野信仰と連歌」『書陵部紀要』第五号 昭和三十年、金子金治郎「連歌の会席と運営」『連歌総論』桜楓社 一九八七年、木藤才蔵『連歌史論考』下 明治書院 一九七三年、ほかを参考にした。

(33) この時の妙法院門主は、後光厳天皇第七皇子の堯仁親王。

(34) 『看聞御記』永享七年十月三日条。

(35) 『満濟准后日記』

(36) 『看聞御記』永享四年七月七日条ほか。

(37) 『俳文学大辞典』角川書店 平成七年、口絵には、貞徳筆の天神一行物(天神名号)が掲載されている。貞徳は(一五七一〜一六五三)和歌作者・歌学者・俳諧師であり、十七世紀初頭、俳諧師の筆による「天神名号」があったことがわかる。

(38) (原文)

七日。晴。自晚雨降。此間炎旱之處珍重。早朝人人花進之。會所饒之。屏風二双立廻。繪七幅懸之。棚一脚。種置。種卓。香盤等花五十瓶立並。

自分三瓶茶坑二瓶、^{繪二幅、花鳥、懸子} 若宮胡銅一瓶 南御方二瓶胡銅本瓶、同臺 前源宰相二瓶胡銅瓶、^{胡銅瓶、^{香臺一。}} 庭田宰相一瓶胡銅、^{香臺一。} 長資朝臣二瓶胡銅、^{香爐一。} 金隆富朝臣二瓶金銅、^{香臺一。} 重賢二瓶胡銅、^{香臺一。} 經秀一瓶胡銅、^{香臺一。} 行資一瓶胡銅、^{香臺一。} 承泉一瓶胡銅、^{香臺一。} 大光明寺二瓶茶坑大香爐、^{銅本瓶、^{鉢一。}} 行光繪八瓶胡銅七、^{茶坑} 退藏菴一瓶金銅、^{茶坑} 法安寺一瓶金銅、^{茶坑} 即成院三瓶胡銅、^{茶坑} 光臺寺一瓶金銅、^{茶坑} 松林菴一瓶金銅、^{茶坑} 永松菴一瓶胡銅、^{茶坑} 玉泉寺一瓶胡銅、^{茶坑} 梅林菴一瓶胡銅、^{茶坑} 寶嚴院一瓶茶坑 良賢一瓶胡銅、^{茶坑} 定直一瓶胡銅、^{茶坑} 天禪啓一瓶胡銅、^{茶坑} 良林一瓶胡銅、^{茶坑} 淨喜一瓶金銅、^{茶坑} 性榮二瓶胡銅、^{茶坑} 義祐一瓶茶坑、^{鉢一。} 重氏二瓶胡銅、^{茶坑} 寶泉一瓶胡銅、^{茶坑} 繪一幅、^{觀音、^{堆紅、^{香宮一。}}}

早日先梶葉法樂。其後大光明寺參。光嚴院御忌燒香如例。兩宰相。長資。隆富等朝臣以下參。次入風呂。留守之間人々僧達群參。花座敷拜見云々。晚頭御節供祝着。女中侍臣祇候。次和哥披講。前宰相庭田宰相。長資朝臣。隆富朝臣。重賢。經秀。行資等講之。歌詠人數予。宰相以下如例。正永詠進。其後連哥一折。殊更法樂。長資。隆富等朝臣以下候。明日連哥定直申沙汰。仍一折了閣之。夜音樂。一身法樂。盤涉調樂七。朗詠一首。終日之儀窮屈休息。聞。仙洞御樂依雨延引。御花合如例。

八日。雨氣未晴。至夜甚雨降。月次連歌頭定直申沙汰。七夕法樂相勲。昨日定直仙洞祇候之間今日參。慶壽參。會衆如例。一獻別而申沙汰神妙也。入夜百韻了。聞。仙洞乞巧奠依雨儀中門下被行。御連歌無御沙汰。只大飲而已云々。

(39) 『看聞御記』 応永二十七年七月七日、八日条。
(40) 増補史料大成

『康富記』における連歌会については、榎原雅治(注26)、奥田久輝「室町・一官人の連歌遍歴―『康富記』覚書―」一・二「園田学園女子大学論文集」一七・一八 一九八二・八三年、同「康富記」覚書三―室町・一官人の連歌遍歴―」『園田国文』一八 一九九七年、同「室町・一官人の連歌遍歴―『康富記』覚書四・五―」『園田学園女子大学論文集』三二 一九九七年、を参考にした。

(41) 『康富記』ならびに中原康富については、矢野太郎「康富記解題」『増補史料大成 康富記一』昭和十一年、坂本良太郎「中原康富の学問」『文化』第十卷第十一号 岩波書店 一九四三年、橋口裕子「中原康富と清原家との関わり」『国文学巧』一一九号 昭和六十三年、今谷明「文安の土―揆拾遺―」『押小路文書』所収『康富記』断簡について―」『京都市歴史資料館紀要』第十号 平成四年、井上幸治「中原康富の家系とその周辺」『京都市歴史資料館紀要』第二十号 平成十七年、を参考にした。

(42) (原文)
十四日庚申 晴、入夜月明々、参伏見殿、(中略)今夜者庚申也、可被遊御連歌、暫可祇候之由被仰之間、待申之處、晚御會被始之、予可勤仕執筆之由被仰下、於御座席内撤疊、被敷圓座、其上令参著了、御文臺御硯、常御會被用御物也、(以下省略)

(43) 池田道人「南北朝・室町期における場の使用形態と会所の形成」『日本歴史』二九五号 一九七二年、川平ひとし「文台と本尊のある場―和歌会次第書類点綴―」『中世文学』第三十八号 平成五年、

を参考にした。

(44) 最初の連歌撰集。全二十卷。二条良基が救済と共撰。

(45) 増補続史料大成

(46) 尋尊 永享二年(一四三〇)〜永正五年(一五〇八)、興福寺大乗院第二十七代門跡、大僧正。

(47) この「七夕御会」についてはすでに鈴木良一「III遊業活計」「大乘院寺社雑事記」そして一八九三年に取り上げられている。しかし「花」についての考察には及んでいない。

(48) 一条兼良 応永九年(一四〇二)〜文明十三年(一四八二)。

関白まで昇進、文明五年出家、当代一の学才といわれた人物。奈良での宿所は、門跡の隠居所である成就院であった。

永島福太郎「一条兼良」吉川弘文館 昭和三十四年ほかを参考にした。

(49) 川上貢「禅定院の会所」『日本中世住宅の研究』墨水書房 昭和四十二年に詳しい。

(50) 「祭礼草紙」作者不詳 前田育徳会蔵。ほかに大井ミノブ『生活からみたいければなの歴史』(注5) 四五頁ほかで同様の指摘がある。

(51) (原文)

三日

(前略)

一来七日百首題方々賦之了、

一同花事自昨日所々申遣之、百瓶分之由也、一献色々事等雑掌所ニ

申付之、

(中略)

七日

一七夕御會事、百首和歌題兼日賦之、今日各早且到來、連歌一座在之、御人數事、去三日方々賦短尺了、

(中略)

一御會所方色々事

花瓶三十一浄土寺秘計、

花瓶三十極楽坊秘計、

花瓶二十己心寺秘計、

花瓶六次郎秘計、

花瓶二成就院、

花瓶六因幡威儀師、

花瓶二成海也、

花瓶二学延房得業、

合九十九瓶百瓶

(中略)

一仙翁花進上方々、出世・々間・上下北面衆・兒・中童子遁世者御

童子・力者・京都衆、便宜くニ隨而持寄衆五十人計衆也、或人

別二三百本至五本十本數千本花也、六日之七時分より立之、十五

六人之衆也、其後又心閑ニ夜中立直之事、及後夜時分、又明早且

末座花共立之、涯分令莊嚴了、

一百首被重之、則被閑之了、御連歌御會等悉以七時分事畢、每事無

爲畏入者也、其後御宿女中衆來臨、被花物了、酒肴進之了、則退

歸、(以下省略)

(52) 増補続史料大成

(53) 『蔭涼軒日録』文明十八年七月六日条ほか。

(54) 史料纂集

(55) 大井ミノブ「後土御門天皇の時代における宮廷立花について」

『いけばな史論考』、同「花道史における展開期の問題―室町時代から江戸時代初期まで―」『日本文化史研究』(注5)。ほかに、伊藤敏子

『いけばな』教育社 一九九一年、六二〜七二頁などがある。

(56) 拙稿「中世後期文化の一樣相——山科家の日記に見る「花」——」『女性歴史文化研究所紀要』第六号(注13)。

(57) 拙稿「室町時代の連歌会と「花」」③・④・⑤ 連句誌『れぎおん』四七〜四九号 前田圭衛子編 二〇〇五年。

(58) 拙稿(注22) ①「生成期における「たて花」——十五世紀中期の「花」と連歌の一樣相」『日本研究』第二十九集。

(59) 連歌・連歌会については、国文学の立場から、金子金治郎『菟玖波集の研究』風間書房 昭和四十年。同『新撰菟玖波集の研究』風間書房 昭和四十四年。小高恭『お湯殿の上の日記の研究 宗教・遊芸・文芸資料索引』続群書類従完成会 昭和四十八年。両角倉一「後土御門帝連歌壇の作品について——現存作品の整理と式目実施の状況」『山梨県立女子短期大学紀要』3 昭和四十四年。廣木一人「後土御門天皇家の月次連歌会」『青山語文』第三一号 二〇〇一年(「連歌史試論」新典社 平成十六年に所収)、があり参考にした。

(60) (原文)

一、自明日御法樂千句間、先今夕コトハシメ也、御人數各參候、發句第三マテ定之カ、セラル、也、予并元長第三マテ別帯二書之、ハシ(欠損)予ニ御座(二字欠損)ノハナヲ予ニタテサセ(欠損)クハヒンニ立也、七過ヨリ參、第三マテ被定也、(後略)

御千句

第一何路梅

此神にこの花手折たむけ哉

御製

桜にかこふ水かきの春

親王御方

うすかすみへたてす月に野ハミえて 式部卿宮 (以下、省略)

(61) (原文)

一、今朝立花御用ニ禁裏參候也、御學文所棚上心松、中梅、アカミトリ、同所故銅御花瓶、心梅カフソへ候、右ワウハイ、左モ梅、黒戸心松、左紅梅、フキ、アカミトリ、小御所梅、コウハイ、左ヒハノハ也、下草キンセン花也、

(62) 北野天満宮の末社に紅梅殿と老松社がある。「老松」については、「飛梅伝説」に付随して「追松伝説」(松が道真のあとを追う)が生じ、その「追松」が「紅梅」との対照をも考えて「老松」となったという。「謡曲集①」新編日本古典文学全集 五八 小学館 一九九七年、ほかを参考にした。

(63) 『天正十八年毛利亭御成記』続群書類従 第二十三輯下 武家部。

『文禄三年前田亭御成記』続群書類従 第二十三輯下 武家部。

拙稿②「教育としての「花」——「花」「茶」はどのようにして女性のものになったのか——」『野村美術館研究紀要』第十五号(注22)、十八頁。

(64) 大井ミノブ(注5)、村井康彦(注14)

(65) 小高恭(注59) 九一、九二頁。

(66) (原文)

三日。花たての御連歌。ためさねとう。このたひは一色つゝまいりて天神の御まへにおかれて。はてはくはう。わたくし御しやうくわんありて御ちやをまいる。く御。宮の御かたへは神へまいらぬ

さきにとりておかるゝ。はやはやとはてゝめてたし。いしゆそ梅の枝まいる。

(67) (原文)

一、今日御會二早旦祇了、先予二御學問所之花被立了、御會花也、則御連哥御會ハシマル也、親王御方御出座、祇候輩(鏡小路後重)・予(勸修寺經總)・万里小路中納言・甘露寺中納言・新宰相中將・守光朝臣・永官朝臣・濟繼朝臣・賢房(五條)・為學等也、御會半二御銚子被出畢、(後略)

(68) 三角範子「足利義教邸月次連歌会について」『九州史学』一二二号 一九九九年。今谷明『日本国王と土民』日本の歴史⑨ 集英社 一九九二年、一七三〜一七六頁。榎原雅治(注26)。拙稿「室町時代の連歌会と「花」」③・④ 連句誌「れぎおん」四七・四八号 前田圭衛子編 二〇〇四・二〇〇五年。

(69) 続群書類従 補遺一

(70) 満濟 生没年一三七八〜一四三五年、足利義満猶子、得度、三宝院門主・醍醐寺座主、准三后。

(71) (原文)

十六日。雨。自室町殿會所置物。御繪七幅。小盆三枚。古銅三具足。同香合。文梅。花瓶一對。甘口古(古)。唐。草花瓶一。古。同卓。唐。小壺一。食籠一。硯一面。竹節(帶ニス)。水入。馬形。筆筈(架力)。龍。小刀。筆墨各一。軸物一。繪羅鉢(茶竹)。同石二。水瓶一。古。以上色々以立阿彌被送下之了。祝着眉目此事々々。立阿二二千足賜之也。立阿令奉行置物共悉置之。飾之了罷歸也。會繪以下大略今日周備了。

(以下省略)

(72) (原文)

十七日。雨。今日將軍爲花御覽御入寺。雨中長途旁拳手處光儀。且祝着。先於新造會所御三ツ盃在之。綾五重。盆。香合梅。進之。予一人對合申了。其後予退出。御膳等聊御休息。其後一獻。大名八人御前二着座。

(中略)

御連歌在之。攝政參會被申也。御發句將軍御沙汰。

とをく問ふかひある花のさかり哉

千代もなれ見ん松と櫻木

池水の月もしつかに春すみて

(73) 国史大系

(74) (原文)

一御連歌八年始正月廿八日御春御座候て御月次御会ハ無御座候但何時も被遊候事又勿論御儀にて候次御まり八年始正月十六日にて御座候是も御月次にてハ御座候ハて何時も被遊候

(75) (原文)

一天神又ハ名号などかけられ候ハん事ハ別而子細御座候御時ハさやうにも御候ハんと存候

(76) 拙稿(注21)

(77) 立阿弥に関して、林屋辰三郎『中世文化の基調』東京大学出版会 一九五三年、二四一頁。香西精『同朋衆雑考』『世阿弥新考』わんや書店 昭和三十七年、八〇、八一、八六〜八八頁。大井ミノブ『生活からみたいけばなの歴史』(注5) 五四〜五九頁。蔭木英雄『蔭涼軒日録 室町禅林とその周辺』そしえて 一九八七年、一七九頁。山根有三(注8)、一四三〜一四六頁。村井康彦『花と茶の世界』(注

14)、一六三〜一七二頁。大井ミノブ・小川栄一(注5)、一七四〜一七九頁。拙稿(注21)七八、七九頁ほかに述べられている。

(78) 群書類従 第二十二輯 武家部

(79) 増補統史料大成

(80) 『満濟准后日記』永享三年七月二十四日条ほか。

(81) 『満濟准后日記』永享四年二月十日条ほか。

(82) 『満濟准后日記』永享四年正月二十日条ほか。

(83) 『満濟准后日記』永享四年十一月十九日条、永享五年二月九日条。

(84) 『満濟准后日記』永享二年正月十七日条。

(85) 『満濟准后日記』永享四年二月二十二日条。

(86) 『看聞日記』は、応永二十三年以後、七夕法楽における座敷飾りを記録しているが、永享七年ころまでは、「花」よりも唐物花瓶に関心が向けられていた。

(87) 村井康彦(注14) 七一頁。

(88) (原文)

「各賜江瓜百籠。乃立阿之奉。」(永享十・七・五条)

「可任書記之旨有命。乃立阿之奉。」(永享十・七・十条)

「拜受之折帟。入夜使立阿懸之御目。」(永享十一・閏正・廿五条)

(89) (原文)

一草花 禁裏様へ御進上也。此草花は五ヶ番より参を御花瓶に被為立。御盆に被居候而。以伝奏御進上なり。御蔵靱井被官ども草花をもたせ候而。伝奏に相隨而内裏へ参也。花は代々立阿彌立申也。

(90) 統群書類従 第二十三輯下 武家部

(91) 統群書類従 第二十三輯下 武家部

(92) 今泉淑夫「春阿弥―阿弥再見断章―」『日本の美術』第三三八号 至文堂 一九九四年に詳しい。

(93) (原文)

「兩巨座所獻之二千疋之分。以於殿中被獻故立阿彌賜之」(長祿四・八・廿四条)

「白瓜折一合。被獻于普廣院真前也。但立阿奉之」(寛正四・五・十条)

「奉報西芳寺御成之事也。(中略)立阿彌而一覽」(寛正六・六・廿六条)

(94) (原文)

「有深香之梅花御尋之由。立阿竊告之。仍獻梅花數枝并水仙花數莖也。(立)阿傳奏之」(文正元・二・五条)

(95) 亀泉集証は、女中申次の冷泉殿や堀川殿にも花材を贈り、謝状をもらっている(文明十八年四月十四日条ほか)。女性も「花」と関わっていたことが窺える。

(96) (原文)

愚亦云。薄紅梅一枝。深紅梅一枝。水仙花數莖。以棕子奉獻東府。

相公有御謝詞。如此之梅當年始而 台覽之由被仰出。高橋右京亮入道語愚曰。今朝所見獻梅花適 台慮。所以者何見進花。比々焉皆自御前出可立之命有之耳。今朝之花者別而有 台言曰。今春如此之花始而

台覽。召立阿將令立之。立阿時虫氣之由申不参。重而召之嚴也。以故乃参於御前立此華。仍賜立阿以流霞。於御前重盃者六。依此花立阿

施面目云々。

(97) 『蔭涼軒日録』延徳三年九月二十八日条。

(98) 『蔭涼軒日録』明応元年十月八日条。

(99) 足利義材(義植)。

(100) (原文)

「謁東府。江南所無竝白梅以數枝奉相公。乃召立阿。立阿他行召台阿被命也。」

(101) 『蔭涼軒日録』文明十九年八月二日条ほか。

(102) ほかに『蔭涼軒日録』には仲清という僧侶と思われる人物が亀泉集証の所で「花」を立てている。

(103) 『蔭涼軒日録』延徳元年十月十日条。

(104) 『蔭涼軒日録』長享二年二月十三日条ほか。

(105) 『蔭涼軒日録』延徳三年二月二十四日条。

(106) 『蔭涼軒日録』長享二年七月十五日条ほか。

(107) 『蔭涼軒日録』長享二年五月七日条。

(108) 『蔭涼軒日録』延徳元年十二月二日条ほか。

(109) 『蔭涼軒日録』延徳三年九月十七日条以降、数多く記事がみられる。

(110) (原文)

「自相阿三具足借用之。古銅小三具足借之。」

(111) 相阿弥 (?~一五二五) 画家。同朋衆。能阿弥を祖父、芸阿弥を父に持つ。『君台観左右帳記』『御飾書』を著す。

『北野社家日記』(統群書類従完成会) 明応二年四月十九日条。

(112) 文明十年(一四七八)以降、『山科家礼記』や『言国卿記』からは、禁裏「たて花」の記事が多く見出される。

(113) 『在外奈良絵本』奈良絵本国際研究会議編 昭和五十六年。『室町物語集』上 新日本古典文学大系 五四 一九八九年。

(114) 岡見正雄『在外奈良絵本』解題 角川書店 昭和五十六年。島津忠夫「連歌会と茶寄合」『茶道聚錦』二 小学館 昭和五十九年。金子金治郎「連歌の会席と運営」『連歌総論』桜楓社 昭和六十二年。

Lone TAKEUCHI "An Otogizoshi in Context Saru no soshi and the Hie - Enryaku - ji Religious Multiplex in the Late Sixteenth Century" 『Japanese Journal of Religious Studies』南山

大学南山宗文化研究所 一九九六年。田村千鶴「室町時代物語

『猿の草子』をめぐる』『国語国文』平成十二年。廣木一人「猿の草子」私見―「連歌会席図」のことなど―『青山語文』第三十三号

二〇〇三年(『連歌史試論』注(59)に所収)。

(115) 『室町物語集』上 新日本古典文学大系 五四 岩波書店 一九八九年による。

(116) 『日本思想大系』二三 岩波書店 一九七三年、村井康彦注

『茶の湯の古典1 君台観左右帳記 御飾書』世界文化社 昭和五十八年、矢野環『君台観左右帳記の総合研究』勉誠出版 一九九九年、

ほかを参考にした。

(117) 古代中国の故事、黄帝の臣下貨狄が柳の葉にヒントを得て船を造り帝の仇を討ったという話による。『山上宗二記』(『茶道古典全集』

6) からも、「貨狄」と呼ばれる「釣舟」の花入れがあったことが見出される。

(118) その一つとして拙稿「花」と連歌―花の伝書にみるその相関」

『民族藝術』第二三号 民族藝術学会編 二〇〇七年がある。